



放射線医学 総合研究所

年報

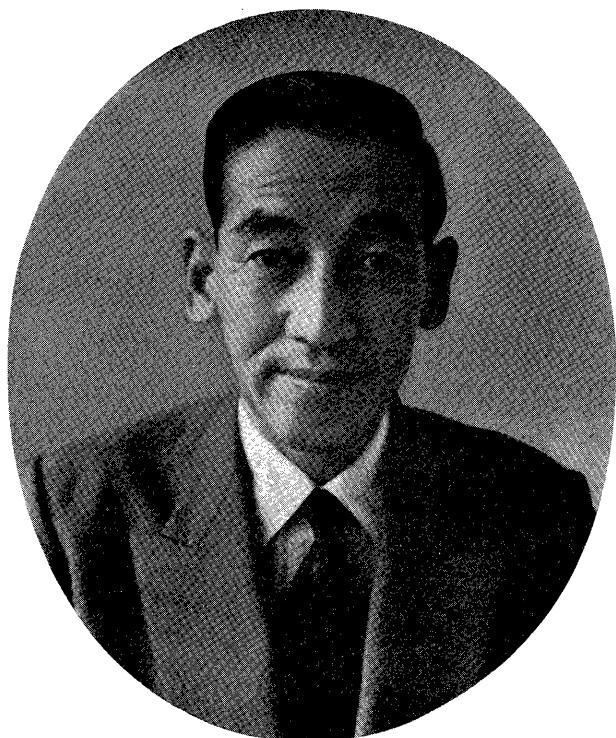
昭和 32 年度



放射線医学総合研究所

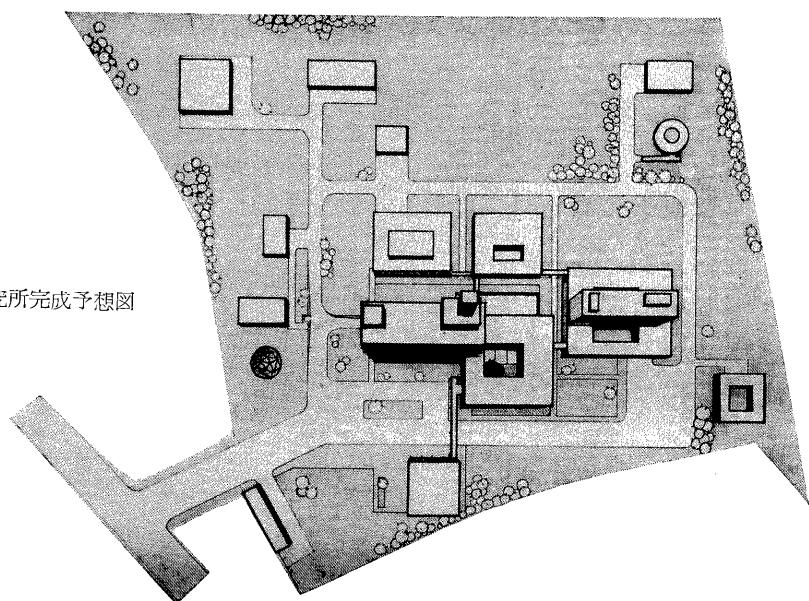


初代所長　故 橋口助弘博士



所長 塚本憲甫博士

放射線医学総合研究所完成予想図



序

今日の原子力平和利用推進の時代を迎えて放射線の生物、人体等に対する影響の研究は、ますます重要性を加え、総合的体制による研究の促進が急がれるところとなり、昭和33年7月1日、放射線医学総合研究所の誕生をみるや、関係各方面の大きな期待と注目が寄せられることとなった。

この記念すべき発足第一年において、まずわれわれは設立の趣旨を尊重して、一日も早く研究所を完成するための基礎を確立すべく、直ちに建設作業に着手するとともに、将来の組織、規模、研究方針の検討に努力を傾注してきた。

この間、発足以来初代所長として、建設途上の困難な時期に献身的に努力された樋口助弘博士が突然逝去されたことは、まことに痛惜哀歎の情に堪えない。今回、不肖、はからずも所長の重任を拝することとなり、各方面の御協力を得て、重責を果してゆきたいと考えているのでこの機会を借りて御挨拶申し上げたい。

このたび昭和32年度における研究所の事業の概要を集録して年報として送ることにした。今後ますます研究所の活動に対する忌たんのない御批判と、心からの御支援を切望して序にかかる次第である。

昭和33年10月20日

放射線医学総合研究所長

塚本憲甫

序 説 放射線医学総合研究所設立経過

- § 1. はじめに
- § 2. 学術会議、政府に勧告
- § 3. 科学技術行政協議会の審議
- § 4. 基礎医学研究所と衛生研究所
- § 5. 原子力委員会の見解
- § 6. 国立放射線医学総合研究所に関する小委員会
- § 7. 学術会議の答申と原子力委員会
〔附〕国立放射線医学総合研究所設置計画
- § 8. 設立準備委員会の開催
- § 9. 国会の審議
- § 10. 放医研の発足

§ 1. はじめに

放射線の発見から今日の原子力時代に至るまで、多年にわたり、放射線に関する幾多の研究と利用への努力が、人類生活の向上に非常に多くの利益をもたらしてきた。しかし、その初期から、放射線が同時に人体に思わざる障害を与えるものであることが、幾多の事件によって知られ、これを防護すべき努力がなされてきた。

しかし、第二次世界大戦前までは、利用できる放射線の種類や量も限られ、しかも、それは、ほとんど医療の目的や特殊な研究への利用に限定されていた。一方、今世紀の初頭以来、実験物理学の進歩によって、人工放射能や強力な加速器などによる人工放射線源の利用が可能となり、さらに原子炉の発達は、科学技術の基礎研究、医療、産業面などへの放射線利用の道を飛躍的に増大させるにいたった。しかし、同時に放射線障害とその防護の問題が、職業として、放射線に関する研究や作業に従事するひとたちばかりでなく、広く国民全般に対する問題として注意を喚起するようになった。

放射線の人体に与える影響、その防止対策等に関する研究の必要性は、従来わが国でも一部には関心がもたれていたが、これに対する総合的研究体制はなく、新しい認識の高まりに対して立ち遅れていたといわざるを得なかった。たまたま、昭和29年、ビキニ海域における被災事件を契機とし、またその後の相次ぐ核爆発実験による生活環境の汚染の問題は、国民の保健

上、放射線障害の防止対策の確立が緊急の課題として要請されることとなった。一方、この頃から事実上踏み出したわが国の原子力平和利用の進展に対処すべき重要な基盤として、従事者に対する保護、廃棄物などによる汚染防止の研究の要請が一挙に高まった。さらにこれらの問題は人類全体の問題として、国際的にも解決の必要性が唱えられ、国連科学委員会の設置など活潑な活動が開始される等、状勢の進展は、一層わが国の研究分野の協力が期待されるようになった。

このようにして提起された問題の解決にあたっては、放射線の物理的、化学的性質の究明、生物に対する影響、遺伝的影響、身体に対する影響、人体に対する許容度等の研究、環境汚染の調査研究等極めて広汎な内容を含み、医学、物理、化学、生物、遺伝、農学、薬学等各専門領域の機能が総合される密接な研究協力体制なくしては、なし得られるものではない。ここにはじめて、これが要請に応えるべき必要な施設と各専門分野を網らした総合的な研究機関を、国の責任のもとに設置して欲しいという強い要望があらわれるにいたったのである。かくしてまた、同時にこの研究機関において、新しく開発される放射線源を積極的に疾病の診断、治療に利用する研究を、これら基礎的研究の協力のもとに推進しようとする意図が、この機運のなかにうかがわれたのである。

§ 2. 学術会議、政府に勧告

この間の事情を雄弁に物語ると同時に、今日、当放射線医学総合研究所設立の直接の端を発したものは、昭和30年1月11日、日本学術会議より会長名をもって内閣総理大臣に対して行わされた申入れである。

庶 発 第 17 号

昭和 30 年 1 月 11 日

内閣総理大臣 鳩 山 一 郎 殿

日本学術会議会長 茅 誠 司

国立放射線基礎医学研究所の設置について

わが国が、広島、長崎において原子爆弾を投下された結果、人命その他に甚大な被害を受け、また最近においてはビキニ環礁で原子爆弾の実験が行われ、多くの問題を提起するにいたり、シベリヤにおいても同種の実験が行われた模様である。

また、放射線が医学上に応用せられる場合、集団検診の場合および将来わが国において原子力の平和的利用が実現する場合にも、放射線による障害を防止するための研究を行わなければならない。

このように人体に対する放射線の影響は、われわれの日常生活にきわめて密接な関係をもっており、放射線医学についての関心は極めて深いものがあるにもかかわらず、わが国では現在まで、その基礎的な研究に対する対策は必ずしも十分ではなかった。

よって、このような現下の状況にかんがみ、また将来の要求に応ずるため、放射線基礎医学研究所を早急に設置するよう、ここに本会議第18回総会の議により申入れます。

さらに、添付参考書類として「国立放射線基礎医学研究所設立趣意書」を付し、その具体的構想を明らかにしたのである。すなわち、

「放射線の人体におよぼす影響、これにともなう障害除法の対策ならびに放射線の医学的応用に関する研究は極めて重要である。

諸外国の例をみると、例えば、ドイツではすでに約30年前から Max Planck Institut für Biophysikにおいて、X線の基礎医学的研究が物理学、生物学、化学、医学の各部門に分れて百数十人の研究員のもとで行われており、また、フンボルト大学医学部附属研究所においても同様な研究が約百名の研究員のもとで行われている。その他フランスではパリーにキューリー研究所、スエーデンではストックホルムにラジウム研究所があって、ヨーロッパ各国ではこの方面的研究の歴史は古い。

一方、近年原子力研究とその応用の進展にともない、アメリカを始め欧州各国においてきわめて大規模な放射線の基礎医学的研究が行われている。

しかるにわが国では、ビキニ事件を契機として放射線の測定器ならびに測定法、放射線の人体に対する最大許容量、汚染の除法その他放射線の影響に関する諸種の研究が切実な課題となり、それらが個々に進められてはいるが、いずれもきわめて制約された条件のもとに十分な成果を期し難い有様であって、これらを総合して物理学、化学、生物学等を取り入れて放射線に関する基礎医学の研究体制を確立することは、現下内外の情勢にてらし、喫緊の要務である。これがためには、医学、物理学、化学、生物学等の諸分野におけるそれぞれの研究者を網らし、別表に示すような機構（巻末附録53頁）を有する国立放射線基礎医学研究所を急速に設置して、強力に総合研究の実をあげると共に、この分野における指導的研究所として社会各方面の要望にこたえる必要がある。

なお、この研究所は、わが国学界の現状にかんがみ、全国の研究者にその施設を開放利用せしめ、この分野の研究の促進とあわせて後進の養成とに資し得る方途を講ずることが望ましく、これに要する施設設備の大要是別紙（巻末附録54頁）のとおりである。」

この申入れに至るまでの経緯についてみると、昭和29年4月14日、日本学術会議原子力問題委員会委員長は、同会議第4部（理学）および第7部（医学、歯学、薬学）に対し「ビキニ

問題の重大性にかんがみ、わが国で放射線の基礎的研究を推進する必要があるので、このことについて検討されたい」との申入れを行い、両部内に「放射線基礎医学委員会」を設け審議、その結果、第4部、第6部（農学）、第7部の共同で29年10月19日～21日開催された第18回総会において、国立放射線基礎医学研究所の設置を政府に要望するよう提案、可決されたものである。（原子力年鑑1957年版）

§ 3. 科学技術行政協議会の審議

政府は、この申入れの内容を、同年1月開催の第72回科学技術行政協議会において審議したが、同研究所の性格が、文部、厚生、通産、農林等の各省とも関係があるので、同協議会内に小池敬事氏（現新潟大学長、当時千葉大学長）を部会長とする「国立放射線基礎医学研究所設置に関する専門部会」を設けて、さらにこの提案を検討することとした。

かくて同部会は2月3日より数回にわたり開催し、別に小委員会を設けて数回審議したが、6月8日つぎの結論に達し、科学技術行政協議会会长に報告し、内閣総理大臣に提出した。

「日本学術会議よりの申入れは適当と認められるので放射線医学の基礎的研究を行うため国立放射線基礎医学研究所を早急に設置すること。同研究所の所管は文部省とし、その機構については別紙（巻末附録55頁）のとおり改めること。

なお、厚生行政面に關係する部面については、別紙（巻末附録56頁）のごとき研究所の設置が同時に必要と認められるので、厚生省に於て考慮すること。」

かくしてここに、放射線医学の研究に関して国立放射線基礎医学研究所とともに、厚生省所管として行政的応用面にあたる国立放射線衛生研究所の構想が生まれるにいたり、わが国における這般の事情に対する関心がなみなみならぬ社会的、行政的な深さと広がりとをもっていることをうかがい知ることができるのである。

§ 4. 基礎医学研究所と衛生研究所

この専門部会の案による国立放射線基礎医学研究所の機構は、物理、化学、生物、遺伝、医学第1（診断）、医学第2（治療）、医学第3（障害）の7研究部と技術部および事務部よりなっており、学術会議勧告案と異なる点は障害関係の研究部に若干の変更が加えられたのみであるが、その性格には、純粹に基礎的研究を目的とするものであることが明らかにされている。すなわち、専門部会の報告に付けられた中泉正徳博士の説明によれば、「この研究所は、一方臨床医学と他方物理学、化学及び生物学と連絡をとて、放射線医学を基礎的に研究するのを目的とする、厚生及び通商産業等の行政技術に関連のある目標を立てて研究を行ふべきでない。患者の診療、学生、生徒の教育、放射線技術者の養成等、一切の現業は行ふべきでない」とされ、

わが国において最もその必要を認められている放射線の基礎医学的研究の確立への細心の注意と最大の考慮とが払われているのである。こうした基礎的研究の深い掘り下げによって、放射線の人体に対する影響の本質は次第に明らかにされようが、広島・長崎の被爆や、第五福竜丸事件をはじめとし、原水爆実験による放射性降下物の不安を経験する日本国民に対する行政的責任と措置はいかにすべきか、また一方、原子力平和利用の推進にともない、放射性物質の取扱いや原子炉の建設をめぐってその安全と防護をいかにして期すべきか、こうした行政的対策の裏付けとして、より行政に直結した応用的研究の必要も急がれていた。ここに、国立放射線衛生研究所の構想が生れるにいたった理由があったのである。

中泉博士は、さらに国立放射線衛生研究所の機構案の説明にあたって、国立放射線衛生研究所の一般的性格についてつぎのように述べている。「衛生研究所は放射線医学に関する行政を行うに際し、技術的裏付けとなる調査研究を行うのを任務とするもので、合せて放射線医学に關係のある行政に必要である現業を行い、要員の養成訓練を行うのを目的とする。これに反して国立放射線基礎医学研究所は、放射線基礎医学を医学者のみならず、物理学者、化学者、生物学者と協力して基礎的に研究することを任務とし、現業及び養成の訓練は行わない。」

こうして考えられた衛生研究所の機構は、予防、障害、薬剤、診断、治療の5研究部とともに附属病院の構想が生まれ、工作部、事務部のほかに養成訓練部の組織が計画されたのである。

§ 5. 原子力委員会の見解

以上のような科学技術行政協議会の結論にもとづき、文部、厚生の両省は、それぞれ昭和31年度予算として、これらの研究所設置に要する経費を要求したが、昭和31年1月、この要求を原子力委員会で審査した際、同委員会ではこの両研究所を一体として放射線医学総合研究所とすることが適当であるという意見に到達した。

この原子力委員会の見解は、当時の科学技術庁設置法の審議にも反映し、昭和31年2月3日、閣議決定の科学技術庁設置要綱のうちにも、同庁の任務及び権限の第7項として「放射線総合医学に関する研究を実施する。」と定められ、また同庁組織の第6項として「なお、放射線医学総合研究所が設置される場合においては、これを科学技術庁の附属研究機関とするものとする。」と定められており、その後成立した科学技術庁設置法第8条において、原子力局所掌事務の第6項として、「放射線医学の総合的研究に関すること。」と規定されるにいたった。

このような経過をたどった放射線医学総合研究所の設置について、2月27日開催の原子力委員会は、つぎのとおり同研究所設立の基本方針を日本学術会議に諮問することを決定した。

総原委第7号

昭和31年2月27日

内閣官房長官 根本竜太郎 殿

原子力委員会委員長 正力松太郎

放射線医学総合研究所に関する日本学術会議への諮問について

本委員会は放射線医学総合研究所の設立について検討中であります。この研究所は放射線医学に関する基礎ならびに応用の両方面の研究を行うもので、科学技術庁所管になることと予想されます。

この研究所は元来日本学術会議の勧告にもとづいて着想されたものであります。その後の情勢の変化もありますので、改めて、その設立の基本的な方針について、同会議に諮問方御願申上げます。

かくして、31年3月27日、内閣総理大臣から日本学術会議に対し、放射線医学総合研究所に関する諮問が発せられ、同会議ではこれが審議に入ったのである。

一方、原子力委員会においても、31年5月2日(水)の定例会において、国立放射線医学総合研究所の設立準備について、従来の経過を検討、これがため国立放射線医学総合研究所に関する小委員会を設けることになったのである。

§ 6. 国立放射線医学総合研究所に関する小委員会

この「国立放射線医学総合研究所に関する小委員会」は、

(順不同)

中 泉 正 徳 (A. B. C. C. 副所長)
木 村 健 二 郎 (東大理学部教授)
都 築 正 男 (日赤中央病院院長)
樋 口 助 弘 (慈恵医大教授)
宮 川 正 (東大医学部教授)
山 下 久 雄 (慶大医学部教授)
村 地 孝 一 (立教大理学部教授)
伊 藤 岳 郎 (工業技術院電気試験所放射線課長)
田 宮 博 (東大農学部教授)

の諸氏によって構成され、31年5月11日、同23日および6月12日の3回にわたり会議を開き、研究所の組織、規模、定員、設置場所、設立年次計画等について審議したが、その審議状

況は、原子力委員会月報昭和31年7月号の記載によれば、おおむねつぎのとおりであった。

1 組 織

研究所は、管理部門としての総務部、研究部門としての物理、化学、生物、遺伝、障害基礎障害臨床、薬学、環境衛生、診断、治療の10研究部、所内各部の研究を促進するためのセントラルサービス部門としての技術部および放射線医、ヘルスフィジシスト、公衆衛生従事者等に対する養成訓練部門としての養成訓練部の合計13部と、放射線障害の診断および治療に際しての放射線の応用を行うための附属病院とをもって構成される。(別表8頁参照)

なお、附属病院の性格については、研究所における研究目的に附隨したものとされ、病床数も100床といふが適當とされた。

2 定 員

研究所の定員としては、管理部門約100名、研究部門約190名、技術部および養成訓練部約70名、附属病院約60名、計約420名の配置案がおおむね了承された。

3 規 模

施設の規模については、設置場所が未定のため確定的な結論はでなかつたが、事務局から、敷地約2～3万坪、建坪約5,000坪として、施設の構造、設備、予算額(約10億円)等の細目にわたり案が提示され、おおむね承認された。

4 年次計画

研究所設立の年次計画として、事務局から4カ年計画の試案が示され、これに対し管理部門、基礎研究部門を優先的に整備し、附属病院およびベータートロン、中性子発生装置等の特殊機械は最終年次に整備するのが妥当であるとの意見が多かった。

なお特に議題とはされなかつたが、審議の過程において、研究所の設置場所がその組織、規模等の審議に少からず影響をおよぼすので、政府において可及的すみやかに決定してほしい旨の発言があり、また、優秀な要員の確保その他の理由から、設置場所としては東京が望ましい旨の意見が多かった。

以上のように、小委員会における審議が一応の結論を得たので、原子力局においてこれをとりまとめた上、原子力委員会専門委員会の審議を経て、原子力委員会に報告し、その決定にもとづいて研究所の設立に必要な32年度予算の要求を行うことになった。

§ 7. 学術会議の答申と原子力委員会

かくして31年7月5日、原子力委員会における「国立放射線医学総合研究所設置計画」の決定にいたるのであるが、これよりさき、原子力委員会委員長より内閣官房長官あて、国立放

国立放射線総合医学研究所組織（案）

部	室	おもな研究内容
総務部	庶務課 会計課 調査課 図書室	
物理研究部	物理第1研究室 物理第2研究室 物理第3研究室	放射線測定に関する研究 放射線照射に関する研究 放射線防護に関する研究
化学研究部	化学第1研究室 化学第2研究室 化学第3研究室	放射性物質に関する分析等の研究 放射線に関する生化学的研究 標識化合物の調整に関する研究
生物研究部	生物第1研究室 生物第2研究室	外部放射線の生物に対する作用の研究 内部放射線の生物に対する作用の研究
遺伝研究部	遺伝第1研究室 遺伝第2研究室	放射線誘発突然変異の研究 放射線集団遺伝の研究
障害基礎研究部	障害基礎第1研究室 障害基礎第2研究室 障害基礎第3研究室	人体に対する放射線影響の研究 人体に対する放射線許容量の研究 放射線障害の早期発見および予防警戒法に関する研究
障害臨床研究部	障害臨床第1研究室 障害臨床第2研究室	放射線障害の診断およびその基準に関する研究 放射線障害の治療およびその基準に関する研究
薬学研究部	薬学第1研究室 薬学第2研究室	放射線による障害の予防薬および治療薬に関する研究 医薬品および衛生材料の滅菌保存に関する研究
環境衛生研究部	環境衛生第1研究室 環境衛生第2研究室	職場及び一般の生活環境の放射性物質による汚染に関する研究 食品の放射性物質による汚染に関する研究
診断研究部	診断第1研究室 診断第2研究室	放射線による診断法の研究 アイソトープをトレーサとしての診断法の研究
治療研究部	治療第1研究室 治療第2研究室	外部放射線による治療法に関する研究 内部放射線による治療法に関する研究
技術部		各部の研究を促進するための金属工作、電気工作、ガラス工作、写真撮影(文献複写を含む)、飼育栽培および器具消耗品の管理、ならびに所内の健康管理、警報(フィルムバッジサービス、ラジエーションサーヴィス)および施設の保全ならびに病理学的、生物学的、血液学的検査等
養成訓練部		放射線医、ヘルスフィジシストおよび放射線治療補助者の育成指導ならびに公衆衛生および労働衛生関係の従事者に対する放射線に関する教育指導
附属病院	事務室 医局 薬局	

射線医学総合研究所の設置について、その基本方針に関し、日本学術会議へ諮問方を依頼して
いたが、6月30日、下記のような答申に接した。

庶 発 第 382 号

昭和 31 年 6 月 30 日

内閣総理大臣 鳩 山 一 郎 殿

日本学術会議会長 茅 誠 司

国立放射線医学総合研究所の設立について（答申）

昭和 31 年 3 月 27 日付総科第 735 号により諮問のあった標記のことについて、本会議の
意見を下記のとおり答申します。

記

1. 国立放射線医学総合研究所は、国立放射線基礎医学研究所に関する日本学術会議の勧告に端を発し着想されているものであるが、科学技術行政協議会の案による、国立放射線衛生研究所の両者の任務を合せ行うものであることが必要である。したがって国立放射線医学総合研究所は、放射線医学に関する基礎ならびに応用の両方面の研究を行うべきであるが、基礎研究の面が軽視されることのないよう特に留意しなければならない。
2. 国立放射線医学総合研究所が、その機能を十分に發揮するためには、この研究所の性格にかんがみ、特殊な研究施設を整備し、かつ、物理、化学、生物ならびに医学各部門の専任の優秀な研究員を確保するよう特に配慮することが必要である。
また、国立放射線医学総合研究所の設置場所を選定するにあたっては、上記の諸条件を考慮するほか、専門学者の意見を十分尊重されたい。
3. 国立放射線医学総合研究所は、異った専門分野の研究者を擁しているから、研究員相互の連絡を密にすることはもとより、関係専門分野の研究機関、特に全国の大学と密接な連繫を保って運営されることが必要である。
また、この研究所は、全国の研究者にもその施設を利用せしめることが必要である。
4. 国立放射線医学総合研究所の基本的運営に関しては、専門学者よりなる委員会を組織して、その意見を徴されることが望ましい。
5. 国立放射線医学総合研究所の機構は、別紙（巻末附録 57 頁）のとおりとするのが適当と考える。

この答申案と、さきの小委員会案とは、2、3 の字句に多少の相違をもつのみで、その大綱についてはほとんど変るところがない。このことは、両案の作成にあたったメンバーが重複し

ている向きもあったことにもよるが、同時に、わが国における放射線医学の状況とそれへの関心の在り様がいかに広く、いかに深く、同一の基盤に根ざしているかを示しているものといえよう。

この両案にもとづき、研究所の設置計画について審議した結果原子力委員会は、本研究所組織のうち、化学研究部の行う標識化合物の調整に関する研究は、日本原子力研究所に設けられるアイソトープセンターの業務に重複する恐れがあるので(原子力委員会月報31年8月号による)，これを削除し、新たに生理研究部を追加し、「国立放射線医学総合研究所設置計画」を決定、今日の放射線医学総合研究所の礎石が打ち据えられるにいたったのである。

なお、この設置計画の細目については、さらに小委員会にその検討がまかされることになった。

[附]

国立放射線医学総合研究所設置計画

31. 7. 5. 原子力委員会

1. 現在までの経過

昭和30年1月11日、日本学術会議会長から内閣総理大臣あて「国立放射線基礎医学研究所の設置について」の申入があり、政府においては科学技術行政協議会に国立放射線基礎医学研究所設置に関する専門部会を設置して検討した結果、国立放射線基礎医学研究所を早急に設置することが必要なこと、および厚生省に国立放射線衛生研究所を設置する必要があるという結論に達した(昭和30年6月8日、科学技術行政協議会決定)。以後、文部、厚生省等関係者間において、国立放射線基礎医学研究所および国立放射線衛生研究所の設立準備が進められてきたが、昭和31年2月3日閣議決定により、この種の研究所を設置する場合は両者をあわせて国立放射線医学総合研究所として、科学技術庁に設置することが決定されている。

つづいて昭和31年2月27日付をもって、原子力委員長から内閣官房長官あて国立放射線医学総合研究所の設置について日本学術会議に諮問方依頼したが、昭和31年6月30日付をもって答申があった。

また原子力委員会に設けられた「国立放射線医学総合研究所に関する小委員会」は5月11日以来数回にわたり慎重な審議を行った。

2. 国立放射線医学総合研究所設置計画

(1) おもな事業計画

1. 放射線の人体に対する影響についての基礎的な研究
2. 放射線の防護および放射線障害の予防に関する研究

3. 放射線障害の診断、治療に関する研究
4. 放射線の利用による基礎医学の研究
5. 放射線の利用による疾病的診断治療に関する研究
6. 放射線による自然環境の汚染に関する研究
7. 放射線障害の診断、治療および放射線の利用による疾病的診断、治療
8. 放射線の診療ならびに放射線の医学的利用に関する医師、技術者等の養成訓練

(2) 組織

(別紙1のとおり)

(3) 定員

(別紙2のとおり)

(4) 施設

(別紙3のとおり)

計 206,000 千円

(5) 年次計画

1. 年次計画は3カ年計画とする。
2. 初年度(昭和32年度)は、管理部門および研究部門のうち基礎的研究部門に重点をおく、同時にそれに必要な範囲の技術部門を整備し、残りの部門については第3年次にわたくって漸次整備する。
3. 附属病院の設置は第3年次とする。

(6) 経費概算

(施設および機械器具費)

1. 土地建物費

- (1) 建築物 延 5,400坪 770,000 千円
- (2) 土地 20,000~30,000坪 0 (国有地予定)

2. 事業用機械器具費 424,000 千円

3. 初度調弁費 970 千円

計 1,194,970 千円

(年間経費概算)

1. 人件費 143,700 千円
2. 庁費 10,000 千円
3. 事業費 53,000 千円

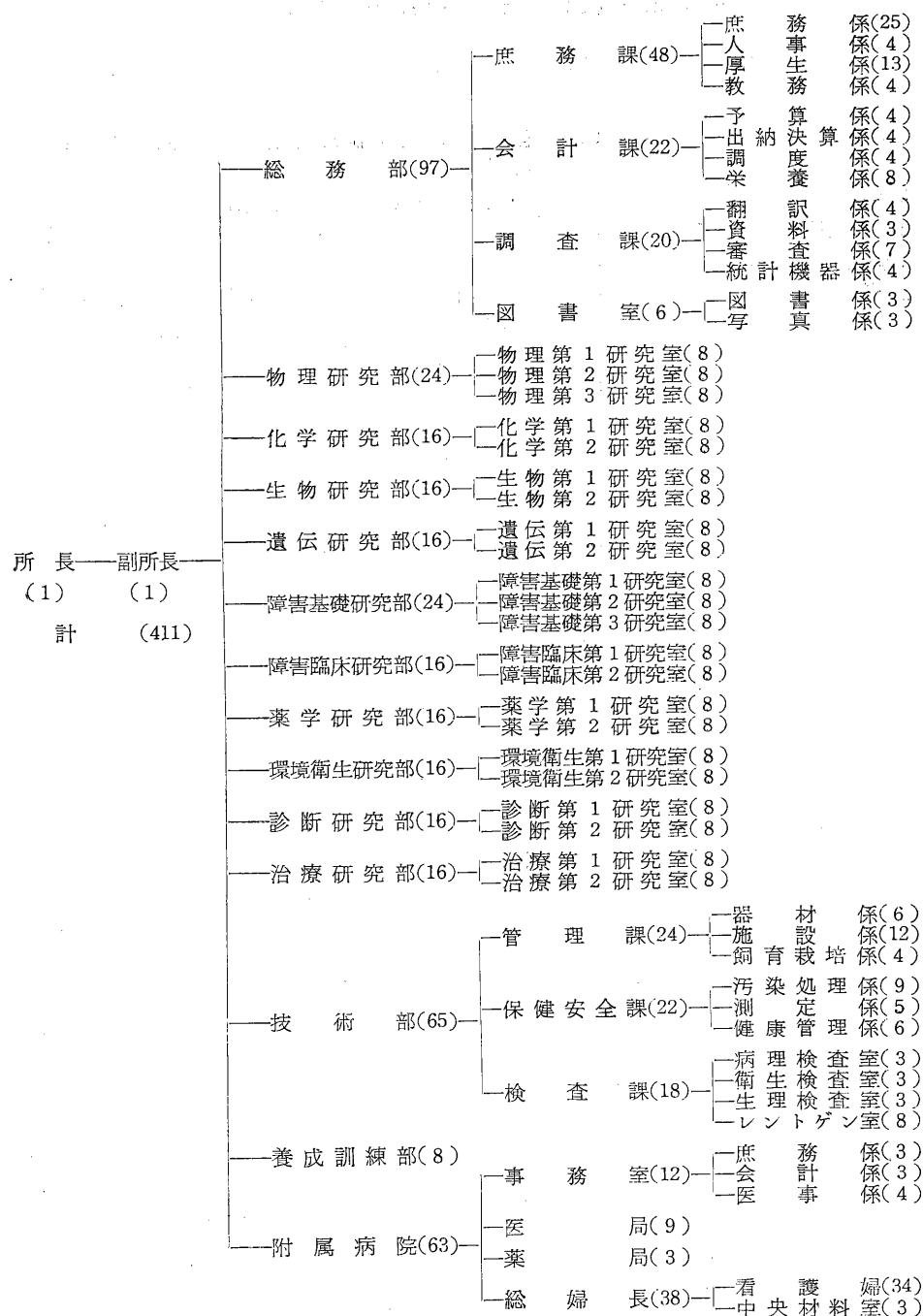
別紙1

國立放射線医学総合研究所組織

部	室	おもな研究内容
	庶会調 務計 査書	課 課 室
総務部	物理第1研究室	放射線測定に関する研究
	物理第2研究室	放射線照射に関する研究
	物理第3研究室	放射線防護に関する研究
化学研究部	化学第1研究室	放射性物質に関する分析等の研究
	化学第2研究室	放射線に関する生化学的研究
生物研究部	生物第1研究室	外部放射線の生物に対する作用の研究
	生物第2研究室	内部放射線の生物に対する作用の研究
遺伝研究部	遺伝第1研究室	放射線による突然変異誘発に関する研究
	遺伝第2研究室	人体に対する放射線遺伝の統計的研究
障害基礎研究部	障害基礎第1研究室	人体に対する放射線影響の研究
	障害基礎第2研究室	人体に対する放射線許容量の研究
	障害基礎第3研究室	放射線障害の早期発見および予防警戒法に関する研究
障害臨床研究部	障害臨床第1研究室	放射線障害の診断およびその基準に関する研究
	障害臨床第2研究室	放射線障害の治療およびその基準に関する研究
薬学研究部	薬学第1研究室	放射線による障害の予防薬および治療薬に関する研究
	薬学第2研究室	医薬品および衛生材料の滅菌保存に関する研究
環境衛生研究部	環境衛生第1研究室	職場および一般の生活環境の放射性物質による汚染に関する研究
	環境衛生第2研究室	食品の放射性物質による汚染に関する研究
診断研究部	診断第1研究室	放射線による診断法の研究
	診断第2研究室	アイソトープをトレーサーとしての診断法の研究
治療研究部	治療第1研究室	外部放射線による治療法に関する研究
	治療第2研究室	内部放射線による治療法に関する研究
技術部	管理課	器具、消耗品等の保管、修理、滅菌、供給（病院関係を除く）、電気、機械、設備、建物等の維持管理ならびに動物、植物の飼育栽培に関する事。
	保健安全課	機械および被服の汚染除去、廃棄物の処理、建物敷地内の放射線測定ならびに施設内の安全管理、職員の健康管理に関する事。
	検査課	入院および外来患者に対する病理学的、衛生学的、生理学的検査ならびに各部の研究に必要な各種検査に関する事。
養成訓練部		放射線医、X線技師、放射線に関する衛生管理者、安全管理者ならびに公衆衛生技術者の育成ならびに教育指導
附属病院	事務室 医薬総務 婦	局長

〔備考〕 なお、原子力委員会の決定にしたがって、アイソトープの利用による人体の生理等に関する研究部を追加することになった。

國立放射線医学総合研究所機構図



別紙3

国立放射線医学総合研究所施設設計画

区 分	坪 数	区 分
(施設)		
1. 本部棟	920	総務部関係、養成訓練部関係および研究部、技術部、病院の一部
2. 研究棟	1,150	一般共同研究室および一般研究室
3. R. I. 実験室	360	ミリキューリーでいどを主として実験室および実習室
4. X線装置室	300	
5. 放射線照射室	400	ペータトロン室(24MeV), Co ⁶⁰ 照射治療室(Co ⁶⁰ 2kc), 中性子照射室(Ra, Be源Ra2gr), γ 線連続照射室(γ フィールド)(Co ⁶⁰ 100c 100坪)
6. 動物舎	200	
7. 温室	40	
8. 病院棟	1,320	外来診療棟、病棟および技術部の一部
9. 死体安置所、解剖室	60	
10. 看護婦宿舎	110	
11. 廃棄物処理場	340	廃棄物処理および汚染除去
12. 機械室	135	
13. 車庫	40	
14. 渡廊下	若 干	
15. 職員宿舎	若 干	
計	5,375 坪	
(敷地)		20,000~30,000坪

§ 8. 設立準備委員会の開催

以上のような経過をたどって、昭和31年8月9日、原子力委員会において決定された「昭和32年度原子力利用関係予算見積方針」中に、「本年度予算の重点」の「障害防止のための措置」の項として、「国立放射線医学総合研究所の設立」があげられ、ここによくやく、研究所は「予算見積の対象」としてとりあげられるにいたったのである。すなわち、「昭和31年度厚生省所管の各試験研究機関において行っている放射線による障害の予防および診断治療等に関する調査研究を受け継ぎ、さらに放射能の人体に対する影響の基礎的研究、放射能利用による疾病的診断、治療の研究等放射能医学についての総合的な研究調査を行うため本年度から3カ年計画によって放射線医学総合研究所を設置する」とされており、かくして32年度原子力予算として660,000千円が要求され、31年8月21日、原子力委員会において、総額632,885千円に調整され、8月24日、原子力委員会参与会における32年度原子力予算の検討を経て、同日正式決定をみるにいたった。

その後、昭和32年1月、大蔵省による予算査定の結果、「これまで国立予防衛生研究所、衛

生試験所、公衆衛生院、国立東京第一、第二病院等で行っていた放射線障害防止に関する医学的研究を中心として、これに化学的物理的等総合的な研究を集めて」行い、「3カ年計画で一応完成することとし、初年度定員40名」とされ、591,000千円（うち債務負担447,000千円）の予算が計上されたのである。

この予算にもとづいて、設立の全体計画および初年度計画が立案され、32年2月19日、これが審議のための設立準備委員会が、人事院原子力委員会会議室において開催された。

この委員会は、

(順不同)

原子力委員会委員	石川 一郎
"	藤岡 由夫
"	有沢 広己
原子力委員会参与	茅 誠司
"	木村健二郎
原子力委員会専門委員	都築 正男
"	樋口 助弘
"	山崎 文男
その他	駒形 作次
	木原 均
	小池 敬事

および

厚生省	厚生事務次官
文部省	文部事務次官
科学技術庁	次長
	原子力局長

の諸氏によって構成され、概要下記のごとき結論を得たのである。

設立の全体計画

- 昭和32年度からおおむね3カ年計画をもって施設を整備し、設立場所は茨城県那珂郡東海村を予定する。
- 東海村を予定した場合の敷地は61,000坪とし、完成時の建坪は7,722坪、施設設備に要する総経費は約17億円とする。
- 研究所の完成時の組織は、15部（6課24研究室）および附属病院からなり、総人員は約400名とする。

4. 附属病院は最終年次とする。

初年度計画

1. 人員は初年度定員 40 名として昭和 32 年 7 月 1 日に発足する。
2. 本年度の予算はつぎのとおりである。(略)
3. 初年度の組織は、管理部(庶務課、企画課、管理課)および物理、化学、生物、障害基礎、環境衛生の各研究部計 6 部を設ける予定である。
4. 研究所の施設であるが、本年度は、研究所の施設 3,350 坪、宿舎 818 坪(約60人)およびその他の附帯施設に着工する。そのうち管理棟(600坪)、研究棟の半分(700坪)、アイソトープ実験室の一部(100坪)、その他若干のものを初年度内にその大半を完成する。
5. 初年度の運営方針は、施設の整備と放射線管理に関する研究および放射能による環境汚染の調査研究に重点をおくものとする。

なお、研究者については、施設が整備されるまで国立研究機関に配属し、その研究を行うようとする考えである。

ついで、2月21日、原子力委員会はこの準備委員会の結果を了承、かくして設立準備業務は科学技術庁設置法の改正等、国会その他関係行政機関等を中心とする法、政令関係の整備に移ったのである。

§ 9. 国会の審議

昭和 32 年 2 月 25 日、第 26 回国会に対し、放射線医学総合研究所の設置を定める「科学技術庁設置法の一部を改正する法律案」が内閣提出第 47 号として衆議院に提出され、翌 26 日、科学技術振興対策特別委員会に付託された。同 28 日、宇田耕一科学技術庁長官より別記の提案理由説明があり(巻末附録 58 頁)、3 月 6 日、同特別委員会は「放射線医学総合研究所の設置に關して、ストロンチウム-90 の人体に及ぼす影響につき、参考人より意見を聴取」することとし、日赤中央病院長都築正男博士の出席を得て、主として核爆発実験による放射性降下物と人体への影響について極めて熱心な質疑を行うとともに、放射線医学総合研究所の在り様についてその見解をただした。

ついで、3 月 14 日、原子力局より同改正法律案の政令委任事項についての説明を聴取、翌 15 日、当局に対し質疑を行い、同日、「起立総員」をもって可決、3 月 19 日、衆議院本会議に上程され、委員長報告ののち全会一致で同委員長報告(可決)のとおり議決、即日参議院に送付された。

なお、15日の委員会審議の際、本研究所の名称についての質疑応答があったので委員会議録

から抜萃してみよう。

○滝井委員 (前略)まず第一に、科学技術庁設置法の一部改正案のなかをみると、放射線医学総合研究所となっておるわけであります。ところが、もうすでに衆議院を通過した予算書を見ると、放射線総合医学研究所となっておるのであるが、総合が上につくのか医学が上につくのか、どっちがほんとうかということです。これは法律の方がほんとうじゃないかと思うが、予算書にはみな医学があとになっておるわけです。これは固有名詞なんですから、間違っておったのでは大へんだと思うので、これはここではっきりしておく必要がある。

○鈴木説明員 御説明申上げます。予算要求の段階におきましては、放射線総合医学研究所ということであったのでございますが、この法案を法制局で審議いたします際に、放射線総合医学という言葉はまだ国民に慣熟した言葉ではない、放射線医学という言葉は学術通念的に古くからある言葉でございますので、その放射線医学の基礎と応用と両方をひっくるめてやるのであるならば、放射線医学総合研究所でいいのではないか、これが法制局の意見でございます。それにわれわれ承服いたしまして、法律の段階では放射線医学総合研究所ということになった次第でございます。

参議院においては、同法律案はすでに3月7日、内閣委員会において予備審査として、宇田国務大臣から提案理由の説明があり、19日衆議院から送付されるや即日、同委員会付託となり4月5日、さらに同法律案の内容について細部にわたって説明を聴取、質疑を行った。ついで4月11日宇田国務大臣の出席をもとめて原子力行政一般についての審議があつてのち、原案通り全会一致をもって可決され、4月16日参議院本会議通過、翌17日同法律の公布を奏上、昭和32年4月23日、法律第76号として「科学技術庁設置法の一部を改正する法律」が公布されたにいたつたのである。

この設置法の改正により、本研究所は、

1. 放射線による人体の障害並びにその予防、診断及び治療に関する調査研究を行うこと
2. 放射線の医学的利用に関する調査研究を行うこと
3. 放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者の養成訓練を行うこと

をつかさどる機関とされ、科学技術庁に附属せしめられることとなつたのである。

これにともない「総理府職員定数規程等の一部を改正する」総理府令が同日付をもって定められた。

ついで5月7日、本研究所の茨城県那珂郡東海村設置に関する「地方自治法第156条第6項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に関し承認を求める件」が内閣提出承認第4号

として衆議院に提出され、即日科学技術振興対策特別委員会付託となり、5月8日、秋田大助科学技術政務次官による提案理由説明、5月14日、起立総員によって本件は承認すべきものと決定された。同日、衆議院本会議通過のち参議院に送付され、16日内閣委員会（5月7日予備審査付託）において政府委員から説明聴取、18日議決、同日参議院本会議の全会一致による承認を得、内閣に送付され、ここに土地使用の見通しも得るにいたった。

かくして、6月29日、政令第165号として、「科学技術庁組織令の一部を改正する政令」および政令第166号として「放射線医学総合研究所の内部組織を定める政令」が公布され、これにもとづき、總理府令第39号として、「放射線医学総合研究所組織規則」が公

ノ布され、ここに、発足のための準備は一応完了したのである。

§ 10. 放医研の発足

かくして昭和32年7月1日、霞ヶ関の科学技術庁の庁内に、放射線医学総合研究所の分室がおかれ（科学技術庁訓令第9号）、東京慈恵会医科大学教授樋口助弘医学博士を所長として各方面の期待と注目のう * 昭和32年7月1日、開所式当日標札をかける篠原科学技術事務次官および中村管理部長以下総計8名にすぎなかった。

この発足にともない、経過の報告を行うため、7月23日、第2回放射線医学総合研究所設立準備委員会が人事院ビル原子力委員会会議室において開催され、この発足にいたるまでの経過についての報告を了承し、同委員会はその使命を終了、ここに放射線医学総合研究所はその自らの歩みを進めることとなつたのである。



* ちに、本研究所はその第一歩を踏み出した。

初年度人員は、予算上、管理部20名、第1基礎(物理)、第2基礎(化学)、障害、環境衛生の各研究部20名が決定していたが、その発足の当日は、樋口所長およ

第1章 概況

- § 1. 初年度の計画
- § 2. 組織
- § 3. 職員
- § 4. 予算および決算
- § 5. 主要機械器具

§ 1. 初年度の計画

昭和32年5月30日、原子力委員会決定の「昭和32年度原子力開発利用基本計画」は、「わが国の原子力開発利用は、昭和29年度以来各界の挙国的態勢のもとに、着々とその実をあげてきたが、その間における内外の情勢の進展は誠にめざましいものがあり、原子力の平和利用はいまや、将来の夢ではなくて、現実の問題となった」(1. はしがき)とし、その2. 方針の項で「(6) 原子力利用の具体化にともない、これに随伴する障害の防止について万全を期する必要があることはいふをまたない。本年度においては前年度において進められた準備的措置を受けつぎ国立の放射線医学総合研究所を設置し、この方面の研究を促進する……」とされ、3. 本年度計画の重点として(3) 放射線障害防止の項の(ロ)に、放射線医学総合研究所があげられ、「A 人体に対する放射線の障害について、その予防診断および治療に関する調査、研究、放射線の医学的利用の研究ならびに技術者の養成訓練を行う目的で国立の放射線医学総合研究所を設置する。

B 設置場所は茨城県東海村とし、本年度は3カ年計画の初年度工事を完了する。」とされていいる。

この、原子力委員会の方針にみると、32年7月1日発足した本研究所の初年度構想は、研究の面からいえば放射線障害と基礎的研究に重点をおき、一般管理の面からいえば、何よりもまず、研究所の建設に主力がそそがれなければならない。

かくして、以下に述べるような組織と機構のもとに、初年度、昭和32年度は施設の整備、建設の推進へと向かったのである。

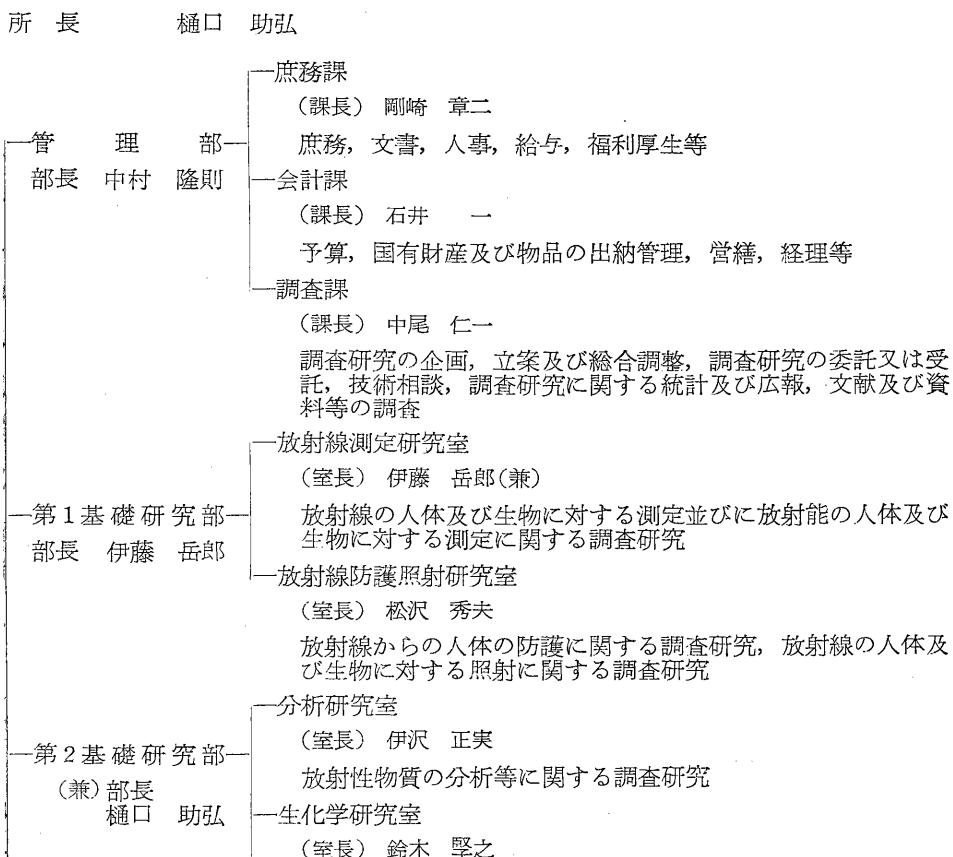
なお、本研究所はその設立の経緯からいっても、日本学術会議をはじめ幾多の関係機関、学会の关心と協力を得てきた事情にかんがみ、本研究所の研究および整備計画の大綱について助

言を得て、今後の運営を全からしめるため、本研究所の設立に参画され、努力されてきた下記9氏に所長の顧問を依頼、33年2月20日、その第1回会議を開催した。

(順不同)

東京大学学長	茅 誠司
A, B, C, C副所長	中泉 正徳
日本原子力研究所理事	木村健二郎
日赤中央病院院長	都築 正男
科学研究所主任研究員	山崎 文男
国立遺伝学研究所所長	木原 均
日本原子力研究所理事長	駒形 作次
国際原子力機関	藤岡 由夫
新潟大学学長	小池 敬事

§ 2. 組 織



放射線の生化学的作用に関する調査研究

生物研究室
 (室長) 鈴木 治
 放射線の生物に対する作用に関する調査研究

人体障害研究室
 (室長) 橋詰 雅
 放射線の人体に対する影響に関する調査研究

障害研究部
 部長 江藤 秀雄
 許容量研究室
 (室長)
 放射線の人体に対する許容量に関する調査研究

障害予防研究室
 (室長) 松葉三千夫
 放射線による人体の障害の予防及び早期発見に関する調査研究

環境衛生研究部
 (兼) 部長 樋口 助弘
 第1環境衛生研究室
 (室長) 渡辺 博信
 放射性物質による生活環境の汚染に関する調査研究

第2環境衛生研究室
 (室長) 渡辺 博信 (兼)
 放射性物質による食品の汚染に関する調査研究

§ 3. 職 員

等級別定数

行政職(→)俸給表

職名	職務の等級 総 数	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
部長	1			1					
課長	3				3				
課長補佐	3				1	2			
係長	5					1	4		
一般職員	4							3	1
計	16			1	4	3	4	3	1

行政職(二)俸給表

職名	職務の等級 総数	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
技能職員(甲)	1			1		
技能職員(乙)	2			1	1	
労務職員(甲)	1				1	
計	4			2	2	

研究職俸給表

職名	職務の等級 総数	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
所長	1		1					
部長	3		1	2				
室長	10				10			
研究員	6					6		
計	20		2	2	10	6		

§ 4. 予算および決算

昭和32年度の予算および決算は、下表(23~24頁)のとおりであった。人件費に相当額の不用額を生じたのは、年度内に定員の充足ができなかったためである。また研究所施設費については建設用地の決定が遅れたため、調査工事に若干の支出があったほか、残額はすべて翌年度繰越となった。その他の経費について特記すべき事項はない。

なお歳出予算のほかに、国庫債務負担行為額として、試験研究用器具購入費で39,050千円、研究所施設費で408,517千円が、計上されたが試験研究用器具購入費は全額、研究所施設費は350,316千円を年度内に契約をした。

§ 5. 主要機械器具装置

昭和32年度に購入した試験研究用機械器具は、総額41,439千円に達するが、初年度でもあり、その大半は、いわゆる初度設備的なものであって、特に測定関係の器具が多い。整備された機械器具のうち、購入価格20万円以上のものは下表のとおりである。なお、○印は、輸入品を、()内は、数量を示す。

第1基礎研究部関係

高周波発振器

直示天秤

スケーラー

リニアーアンプ

- レントゲンメーター
 - シンチレーションカウンター
 - ガスフローカウンター
 - 振動容量電位計
- シンクロスコープ
- 高圧電源装置
- 電動計算機
 - パルス発生機
- 放射線計数器

第2基礎研究部関係

ワールブルグ検圧計

フラクションコレクター (2)

毛細管粘度測定装置

双眼顕微鏡

直示天秤

- 直示化学天秤
- GMカウンタースケーラー (3)
- 電動計算機
 - 自記熒光記録装置
 - 比例計数装置
 - シンチレーションカウンター

障害研究部関係

熒光光度計

ワールブルグ検圧計

- ヒストキネット
- シンチスキャンナー
- 光電濃度計

昭和32年度

総理府

科 目	予 算 領	流 用 等 増 △ 減 額	予 算 現 領
放射線総合医学研究所	円 143,571,000	円 0	円 143,571,000
2 職員俸給	7,629,000	△ 116,000	7,513,000
3 扶養手当	309,000	0	309,000
3 勤務地手当	1,588,000	△ 1,000	1,587,000
3 職員諸手当	367,000	0	367,000
3 職員特別手当	1,747,000	0	1,747,000
3 差額手当	0	1,000	1,000
4 超過勤務手当	601,000	0	601,000
8 職員旅費	278,000	208,000 (158,000)	486,000
8 赴任旅費	60,000	116,000	176,000
9 庁費	5,030,000	2,789,000 (464,000)	7,819,000
庁用器具費	1,026,000		1,026,000
図書購入費	1,000,000		1,000,000
文具費	18,000		18,000
自動車購入費	2,000,000		2,000,000
自動車維持費	300,000		300,000
燃料費	9,000		9,000
消耗器材費	36,000	2,498,000 (173,000)	2,534,000
被服費	7,000		7,000
印刷製本費	520,000		520,000
光熱及水料	33,000		33,000
通信運搬費	39,600	32,000 (32,000)	71,600
借料及損料	3,600		3,600
修繕費	9,000		9,000
雑役務費	5,400	226,000 (226,000)	231,400
職員厚生経費	18,000		18,000
会議費	5,400		5,400
賃金		33,000 (33,000)	33,000
9 試験研究用器具購入費	43,765,000	△ 2,325,000	41,440,000
15 研究所施設費	82,197,000	△ 672,000	81,525,000
計	143,571,000	0	143,571,000

歳出予算決算額調

一般会計

放射線医学総合研究所

支 出 及 支 扟 済 額			残 額	備 考
(支 出 官 払)	(資 金 前 渡 官 吏 払)	計		
支 出 済 額	支 出 済 額	円	円	円
35,436,159	23,041,847	58,478,006	85,092,994	(注) カッコ内数字は内数 とし、関東地方建設局 に支出委任した経費を 示す
0	4,633,257	4,633,257	2,879,743	
0	269,203	269,203	39,797	
0	934,758	934,758	652,242	
0	295,727	295,727	71,273	
0	1,286,381	1,286,381	460,619	
0	220	220	780	
0	600,998	600,998	2	
158,000 (158,000)	327,950	485,950	50	
	154,915	154,915	21,085	
2,707,000 (464,000)	5,111,619	7,818,619	381	
0	1,655,016	1,655,016		
0	620,229	620,229		
0	148,662	148,662		
2,020,000	0	2,020,000		
0	184,335	184,335		
0	16,460	16,460		
396,000 (173,000)	1,859,460	2,255,460		
0	31,600	31,600		
0	222,957	222,957		
0	58,437	58,437		
32,000 (32,000)	160,032	192,032		
0	26,750	26,750		
0	3,380	3,380		
226,000 (226,000)	65,501	291,501		
0	2,380	2,380		
0	56,420	56,420		
33,000 (33,000)	0	33,000		
32,012,159	9,426,819	41,438,978	1,022	
559,000	0	559,000	80,966,000	建設省関東地建へ支出委 任の経費(残額分は繰越)
35,436,159	23,041,847	58,478,006	85,092,994	85,092,994 - 80,966,000 = 4,126,994 (放医研運用経費残額)

- ガスフローカウンター
- パルスハイトアナライザー
- シンチレーションカウンター
- 分光光電光度計

環境衛生研究部関係

- GMカウンター (3)
- 静電式集塵器 (2)
- γ 線スペクトロメーター
- ガスフローカウンター
- 自動試料交換装置
- 電動計算機
- 低バックグラウンドカウンター

共同研究室関係

- 光電分光光度計
- 自記分光光度計
- 冷凍遠心機 (2)
- スピンコ型分離用超遠心機
- スピンコ炉紙電気泳動装置
- チセリウス装置
- 炉紙電気泳動装置

以上は、32年度中に既に整備されたものであるが、昭和32年度国庫債務負担行為として購入契約を完了し、昭和33年度中に整備されるものは下表のとおりである。

- 低バックグラウンドカウンター (米国トレーサラブ社製)
- 128チャンネル、スケーラー、アナライザー (米国R. C. L社製)
- 標準ラジウム、ガンマ線源 (100mg, 10mg, 1mg 名1個)
- 標準中性子線源 (Ra 1g + Be)
- Co^{60} ガンマ線照射装置 (日立製)
- Co^{60} 回転型照射治療装置 (島津製)
- 高電圧X線装置 (東芝製)

第2章 建 設

- § 1. 事情の変化
- § 2. 再審議の要請
- § 3. 東海村から千葉へ
- § 4. 設計打合会
- § 5. 関東地方建設局、設計を担当
- § 6. 第1期建設設計画

§ 1. 事情の変化

昭和32年2月19日の「国立放射線医学総合研究所設立準備委員会」の決定以来、本研究所の設置場所としては、当時から東京が望ましいとする意見もあったが、然るべき国有地が東京にないこと、また、その他の事情も考慮されて、日本原子力研究所とともに茨城県那珂郡東海村に設置されることが適當とされ、地方自治法第156条第6項の規定にもとづき、第26回国会の承認も得、6万坪の敷地が同東海村村松地区の国有地に確保されていた。昭和32年5月29日、原子力委員会委員長、科学技術庁長官宛、原子燃料公社理事長より「原子燃料公社製錬所用地に関する陳情書」が提出され、日本原子力研究所とは密接な関係にある同公社が、その製錬所の設置場所を東海村近辺に物色し、勝田市長砂地区米軍演習地を適當と考え交渉したが、使用的見通しがつかなくなったので、代替地として特に強く、本研究所予定地の全面的使用を希望したのである。かくて原子力委員会においては、同地を視察検討の結果、6月13日とりあえずその半分の使用を認めることとなり、7月1日発足と同時に本研究所は土地問題を再検討する必要に迫られたのである。

本研究所が放射線医学に関する総合的研究を行うためには、極めて微量の放射能ならびに微弱な放射線を対象とする研究を行う必要があるが、これがためには他の放射性物質の影響をでき得る限り回避したいし、このため多少とも研究所近辺に、人体に何ら影響を考慮する必要はないものであっても、他に放射性物質を取扱うような環境があることは、元来望ましくないである。このような理由から、この新しい事情の変化にともない、同地の本研究所予定地としての状況を再検討せざるを得ないこととなったわけである。

この結果、本研究所では同地を放棄して、他に適當な候補地を選定することが、本研究所の性格および研究内容からいって至当であるとの結論に到達した。幸いにして、当時、千葉県千

葉市黒砂町（稻毛地区）に、適當な国有地が確保され、32年9月25日、科学技術庁長官に対して、下記のように所長名をもって再審議を要請した。

§ 2. 再審議の要請

32 放研 第56号

昭和32年9月25日

科学技術庁長官 正力松太郎 殿

放射線医学総合研究所

所長 樋口助弘

放射線医学総合研究所の敷地について

標記については、さきに、茨城県那珂郡東海村に設置することに決定され、国会においても承認がなされたのであります。その後、事情の変化がありましたので、その点を含め敷地に關し検討いたしました。

その結果、別紙のとおり、当該敷地は人為的放射能の影響で、研究遂行上重大な支障を及ぼすものと思考されます。なお、その代替地としては千葉市黒砂町所在の国有地が適當であると考えられますので、再度御審議を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

人為的放射能の影響について

放射線医学総合研究所（以下放医所といふ）建設予定地における空気中の放射性物質の濃度は、日本原子力研究所（以下原研といふ）は、もとより、原子燃料公社等の設置後においてももちろん、人体に対する最大許容濃度以下であるから直接的障害はないと思われる。しかしながら、このような微弱な濃度であっても、放医研に課せられた研究目的を完遂するためには、以下のとおり、空気中における放射性物質の濃度の上昇とその変動により、重大な支障があると認められる。

1. 放医研建設予定地における濃度の推定

(イ) 「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」により、許容される空気中ににおける放射性同位元素の最大許容濃度としては、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告中に示されている表の値（MPC）の $\frac{1}{10}$ が採用されるものと思われる。したがって、以下の考察は排気口における濃度が MPC/10 を超えないものとして進めることとする。

(ロ) ICRP の表により、MPC のオーダー別に核種を分類してみると、つぎの如くである。

最大許容濃度 $\mu\text{c}/\text{cc}$	10^{-5}	10^{-5} 10 ⁻⁶	10^{-6} 10 ⁻⁷	10^{-7} 10 ⁻⁸	10^{-8} 10 ⁻⁹	10^{-9} 10 ⁻¹⁰	10^{-10} 10 ⁻¹¹	10^{-11} 10 ⁻¹²	計
核種類	3	8	35	22	6	5	5	3	87

すなわち、上掲の核種のうちの $\frac{2}{3}$ が $10^{-6} \sim 10^{-8} \mu\text{c}/\text{cc}$ の範囲内にあることがわかる。

したがって、以下 MPC の値としては、

平 均	$10^{-6} \sim 10^{-8} \mu\text{c}/\text{cc}$
最 高	$10^{-5} \mu\text{c}/\text{cc}$

を採用するものとする。

また、排気口における最高濃度は、(イ)により MPC/10 であるから

平 均	$10^{-7} \sim 10^{-9} \mu\text{c}/\text{cc}$
最 高	$10^{-6} \mu\text{c}/\text{cc}$

となる。

(イ) 上記平均値 ($10^{-6} \sim 10^{-8} \mu\text{c}/\text{cc}$) より大きい MPC をもつ核種のなかには、C-14, H-3, S-35, Na-24 等の頻用核種が含まれていることは、特に注意すべきであろう。

(乙) 排気が地表に達して、どの程度稀釀されるかを推定するため、排気筒の高さ、排出空気量、平均風速等を適当に仮定して、Sutton の式により計算すると、風下最高濃度地点で、稀釀度は $10^5 \sim 10^7$ となり、気温の逆転層のある場合、または、排気中に含まれる粒子の沈降が考えられる場合等には、最低 10^3 となることがある。

(ホ) (ロ) および(乙)により、放医研建設予定地附近の地表での濃度は、

平 均	$10^{-12} \sim 10^{-16} \mu\text{c}/\text{cc}$
最 高	$10^{-9} \mu\text{c}/\text{cc}$

と推定される。

(ヘ) 以上の考察において、汚染原は一ヵ所としたが、将来、原研や燃料公社の諸施設が、増設されるにともない、汚染原が多数になる可能性が十分考えられ、その場合の濃度はどの位になるかの推定は困難であるが、さらに増大することが予想される。

2. 放医研が要望する濃度の限度とその対策

(イ) いかなるわずかな濃度の放射性物質でも、避けるべきであることは論をまたないが、現実の問題としては、濃度の限度は、空気中に存在する放射性物質の濃度と等しいと考えてよからう。

また、一般に濃度が時間的に変動することはできる限り避けるべきであり、特に、長期にわたる継続研究の場合に、この条件が重要となる。この意味で研究所自体でコントロールし得ないような状況変動の存在は、好ましくない。

(ロ) 空気中に存在する天然の放射性物質濃度は、 $10^{-13} \mu\text{c}/\text{cc}$ 程度であり、放医研の研究業務のうち少くとも、下記のものは、この程度以下の濃度であることが必要である。

(1) 微量放射能ならびに微弱放射線の測定

- (2) 人体組織中の放射性物質の微量化学分析
 - (3) 呼気、体液、血液、排泄物中の放射能の微量測定
 - (4) 微量投与の場合の各種放射性物質の生物学的半減期の決定
 - (5) 人体から放射する微弱放射線の測定
 - (6) 微量放射性物質の混入を、特に、防ぐ必要のある試料試薬の調製ならびに保管
 - (7) 非汚染動物（対照実験用等）の飼育
- (v) その他の研究業務については、これまでの厳密さは必ずしも要求されないが、その場合でも、 $10^{-10} \mu\text{c}/\text{cc}$ （人為的放射能による汚染レベルの10倍）を超えないことが望ましい。実際に、Fall-out の影響によって、測定試料が汚染されたため、研究が挫折の余儀なきにいたったことは、われわれが、経験しているところである。
- (vi) 1の(vi)に述べた推定汚染レベル

平 均 $10^{-12} \sim 10^{-15} \mu\text{c}/\text{cc}$

最 高 $10^{-9} \mu\text{c}/\text{cc}$

と、(v) (vi)による限度

一般研究業務 $10^{-10} \mu\text{c}/\text{cc}$

特殊研究業務 $10^{-13} \mu\text{c}/\text{cc}$

とを比較して、研究施設内に空気をとり込む際に必要とされる汚染除去率を考えると、つきのようになる。

研究施設	所要汚染除去率	
	平 均	最 高
一般研究施設	0	10
特殊研究施設	$0 \sim 10$	10^4

- (vii) ここに考えている最高値とは、定常状態における最高値であって、短時間あるいは例外的な場合におけるいわゆるピーク値ではないので、定的に $10 \sim 10^4$ の除去率をもつ空气净化装置を必要とする。
- (viii) 現在最高性能の外国製フィルターで、直径 0.3μ の粒子に対する除去率は 10^3 程度であり、国産では、 10^2 は困難といわれる。さらに、問題となる放射性物質粒子の大きさは、排気口を出る前に、すでに除去装置を通過して排出されたもので、極めて微小と考えられるので、除去率は、上記より低くとらなければならず、したがって、フィルター以外の各種空气净化装置の併用を考える必要があるが、現在のところ、上記の要求を満足させる装置はない。

3. 総 括

- (イ) 以上を総括すると、東海村において、放医研が、その研究を遂行するためには、重大な支障があつて、その解決策は、現状において見当らず、さらに、東海村一帯の今後の発展したがつて、汚染の増加を考え合せると、この地域を回避することが適當であると考えられる。
- (ロ) なお、原研の原子炉に依存する研究としては、大量の中性子の照射や半減期の短いアイソトープの利用が考えられるが、これらの研究は、放医研の任務の一部に過ぎず、メデカル・リニアが放医研に設置されるまでの間は、出張その他により原研の施設を利用することができれば、十分用を足すことができるるので、空気中における放射性物質の濃度およびその時間的変動の問題をより重要視すべきものと考えられる。

附 記

1. 東海村に設置される場合、懸念されるその他の諸点

- (イ) 放医研建設用地として予定されていた東海村約6万坪の用地については、原子燃料公社への割愛により、半減されることとなつたのであるが、さらに、原子燃料公社は、将来の拡張計画を考慮し、放医研用地の全面的使用を希望している状況である。
- (ロ) 建設等のための費用が嵩むこと
- (1) 東海村に設置される場合は、職員の $\frac{2}{3}$ 以上のものが、公舎使用を余儀なくされ、これがため、土地購入を含め2億6千万円の経費を必要とする。
- また、敷地が狭隘になつたため、建築物は、必然的に高層化しなければならないが同地は、砂丘地のため、基礎工事に多額の経費が見込まれる。
- なお、実験研究のため、不可欠の電気、ガス、水道設備の工事費についても、原研等の例より、相当額の経費を必要とする。
- (2) 科学技術庁、他の研究機関、学界等との連絡のため、経常的に、旅費、通信費等の支出増加が見込まれる。
- また、研究用資材についても、購入価格が割高となる。

2. 千葉市黒砂町に設置される場合の利点

(イ) 附属病院の運営上の問題

放医研は第3年度の建設計画において、研究業務完遂のため、附属病院を附設することとなるが、放医研の研究の対象となる患者を収容して、研究治療を行うための立地条件としては、他の医療機関、大学等との連携および患者の確保の点から便宜である。

(ロ) 国有地が確保されていること

放医研用地として、適当な地が、千葉市黒砂町に確保されている。また、同地は、用地

拡張の余地が十分残されている。

§ 3. 東海村から千葉へ

32年10月5日、原子力委員会は、この再審議の要請を検討した結果、「東海村に設置することは種々問題があるので、科学技術庁に再検討を依頼する」ことになり、その後、10月17日、千葉市黒砂町に設置する旨、次官会議において了承を得、翌18日の原子力委員会は、吉田万次科学技術政務次官からの状況報告を了承、第28回国会に対し、地方自治法第156条第6項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に関する承認を求めることがなった。

本承認案件は、参議院先議として内閣委員会に付託され、11月6日提案理由説明（吉田政務次官）、11月7日質疑のうち討論採決、同11日参議院本会議において成立、同日衆議院科学技術振興対策特別委員会審議のうち即日、衆議院本会議通過、東海村から千葉へ、本研究所の敷地は最終決定をみたのである。

しかしながら、既に参議院内閣委員会における審議の際にも、本研究所の施設の一部を東海村に存置するよう強い要望がなされてきたのであるが、衆議院科学技術振興対策特別委員会の審議にいたって、この要



望は附帯決議として表現されることとなったのである。すなわち、

「放射線医学総合研究所の研究事項中、原子炉施設等と密接な連携を要するものがあるにかんがみ、政府は、本研究所の設置または運営に当り、その施設の一部を茨城県東海村に設置するよう、速やかに措置すべきである。

右決議する。」

かくして、本研究所は、千葉市黒砂町にその本部をおくとともに、茨城県那珂郡東海村に、分室を設置することをも望されるにいたったのである。

§ 4. 設計打合会

以上のような土地問題の動きとは別に、本研究所の建築物の規模、構造、配置、施設、設備等については、その特殊性にかんがみて、すでに昭和32年4月25日、科学技術庁原子力局において、斯界の権威者を放射線医学総合研究所設計打合会委員に委嘱し、5月16日を第1回として、具体的な審議を進めていた。

この第1回の打合会には委員として、

野平 忠 建設省技術調査官
久田 俊彦 " 建築研究所
伊藤 宗文 " 営繕局
角田 栄 " 関東地方建設局
田口 正生 住宅金融公庫
山崎 文男 科学研究所
山下 久雄 国立東京第二病院
青木 敏男 日本原子力研究所

(順不同)

の諸氏が出席し、この際特に設計打合会の設置、構成、運営等の協議にあたり、さらに、

多屋 幹夫 建設省営繕局
三浦 善三郎 " 関東地方建設局
橋本 一夫 " "

の3氏を委員に追加してほしい旨発言があり、次回から出席を依頼することとなった。

ついで5月23日、第2回打合会が上記11氏の出席を得て開催され、この両打合会においては、研究所設置計画全般についての説明をきくとともに、各委員より設計上の大綱についてそれぞれ発言があり、特に建設予定地の環境、建物の規模、研究内容および各セクションの関連等については活潑な討議が行われた。

さらに、5月30日、第3回打合会においては、原子力局より海外における最近の放射線医学研究施設についての紹介があり、引きつづきアイソトープ課案による具体的な営繕計画の審議に入った。

第4回打合会は6月6日開催され、併せて国立予防衛生研究所に動物舎等の見学を6月8日行うことが計画されるなど、漸次細目にわたる審議が行われていたのである。

その後、7月1日、いよいよ放射線医学総合研究所が正式に発足し、研究所幹部の人事も決定するに及んで、所長、管理部長等出席のうえ、9月3日、第5回打合会が開催されたのである。

§ 5. 関東地方建設局、設計を担当

この第5回設計打合会においては、建設計画の基本的構想についての審議を完了するとともに、個々の設計は関東地方建設局が担当することとなり、同打合会の開催は一時中断されることとなった。かくして、関東地方建設局が中心となり、本研究所および原子力局と密接な連絡を保ちつつ、原子力研究所、国立遺伝学研究所等の既存類似研究所の観察、国内外のデータ収

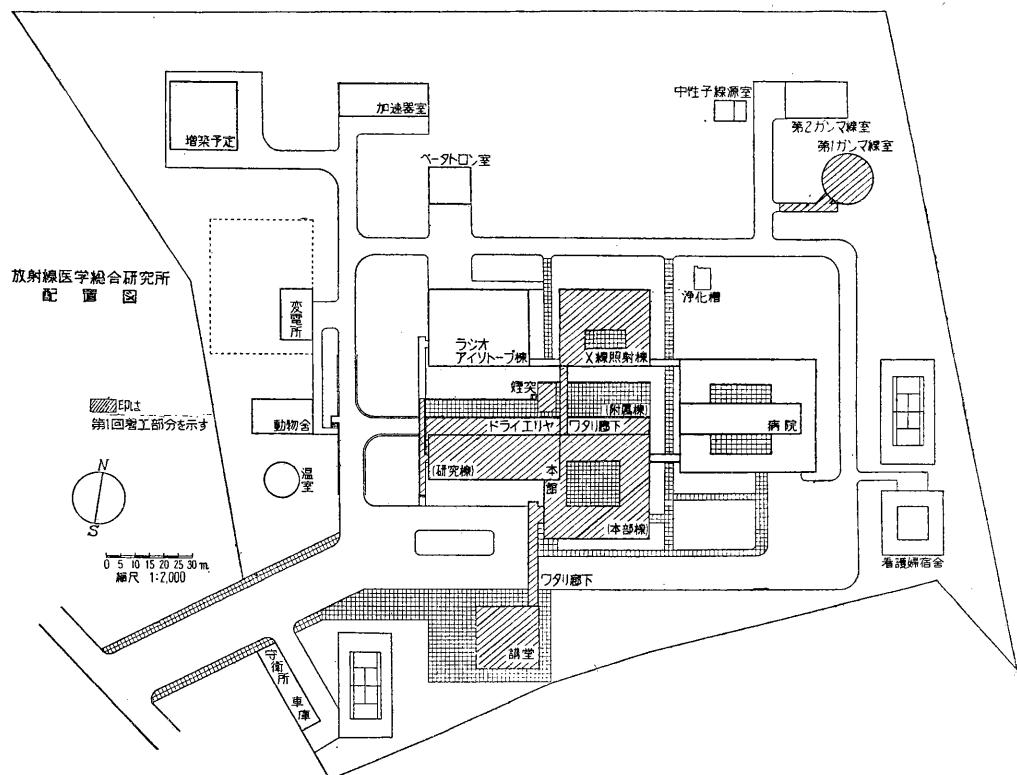
集など、必要な準備を進める傍ら、設計図面の作成を開始したのである。

しかしながら、本研究所の敷地は依然として未解決の状態にあり、作業は意のごとく進展させることができなかつたが、既述の経過をたどつて、11月11日、国会の承認を得るや、はじめて本格的に、千葉市黒砂町の現在地を対象に、その構想を具体化することができるようになった。それとともに、その間に進められていた大蔵省との実施計画協議もとのい、各棟の規模予算額が決定するに及んで、ようやく昭和33年1月下旬、全体構想の成案を得、初年度計画の研究棟、X線照射棟、放射線棟、本部棟をはじめとする延約3,000坪に及ぶ各棟の規模、構造、設備の細目決定に漕ぎつけることができたのである。

これらの構想については、2月3日、第6回設計打合会を開催し、正式に各委員からの了解を得るとともに、直ちに入札に、必要な設計図面の作成、予定価格決定のための積算業作に入り、3月中旬ここに一切の準備を完了することとなったのである。

つづいて、3月19日、入札参加者への現場説明を行い、29日および31日の両日、関東地方建設局において入札が行われた。

入札の結果、各工事の落札業者はつきのとおり決定した。



工事区分	落札業者	落札価格
第1回建築工事	大成建設株式会社	192,000千円
第1回暖房その他工事	株式会社朝日工業社	16,980
第1回電気工事	株式会社弘電社	35,240
汽缶設備工事	田熊汽缶製造株式会社	25,100
第1回衛生その他工事	岩田商会	30,100
計		299,420

§ 6. 第1期建設計画

以上が入札までの経過の概要であるが、4月に入るや、工事は大成建設によって直ちに始められた。目下、各棟の基礎工事施工中で昭和34年2月末に第1回入札工事の大半が完成する予定である。昭和33年度実施される工事の内容および竣工予定は下表のとおりである。

区分	昭和32年契約			昭和33年契約			備考
	数量 坪	単価 円	金額 千円	数量 坪	単価 円	金額 千円	
本 部 棟	300	87,680	26,304				
食 堂 講 堂	270	87,680	23,674				
訓 練 技 術 棟	300	95,180	28,554				昭和34.2.28 竣工予定
研 究 棟	1,360	111,940	152,238				
R I 棟				600	200,000	120,000	昭和34.6.30 竣工予定
放 射 線 棟	100	200,000	20,000	80	130,700	10,455	
X 線 照 射 棟	180 60	150,000 75,000	31,500				
サ ー ビ ス 棟	150	100,000	15,000				
ボ イ ラ 一 棟	90	60,000	5,400				
変 電 所 上 家				50	54,000	2,700	
守 衛 所				8	55,000	440	昭和34.3.31 竣工予定
車 庫				40	56,750	2,270	
動 物 舎				60	78,750	4,725	
温 室				40	50,000	2,000	
渡 廊 下	60	24,000	1,440	20	24,000	480	
ボ イ ラ 一	2		30,000				昭和34.1.31 竣工予定
エア・コンデシヨン						28,200	
電 話 設 備						2,242	
エ レ ベ ー タ ー						4,500	

区分	昭和32年契約			昭和33年契約			備考
	数量 基	単価 円	金額 千円	数量 基	単価 円	金額 千円	
ドラフトチェンバー						1,500	
モノレール						750	
ガス引込						6,000	
廃棄物処理設備						22,300	
換気設備						600	
汚物焼却炉						750	
門、囲障						2,200	
灰捨場						180	
石炭置場						500	
淨化槽						1,500	
避雷針						340	
気象観測塔						300	
消火栓						750	
水槽			2,000				
煙突			2,500			300	
給水管			1,500				
暖房ピット、蒸気本管						6,000	
構内外線						5,000	
污水排水路			2,000			5,000	
整地			1,557			1,382	
電力引込						32,000	
作業所観測所移転			555				
仮宿舎取こわし	225	1,500	337	7,545	1,500	1,131	昭和33.9.30 竣工予定
養成訓練合宿所	100	57,570	5,757				昭和33.10.31 竣工予定
職員宿舎						25,773	
合計			350,316			292,268	

第 3 章 研究業務

- § 1. 研究活動の概観
- § 2. 第 1 基礎研究部
- § 3. 第 2 基礎研究部
- § 4. 障害研究部
- § 5. 環境衛生研究部

§ 1. 研究活動の概観

既述のように、本研究所は、「放射線による人体の障害」、「放射線の医学的利用」という二つの研究目的をもっているが、その設立の趣旨にかんがみても、また、設置計画の第 1 項にもみられるごとく、「放射線の人体に対する影響についての基礎的な研究」をゆるがせにすることはできない。このような意味から、初年度に基礎的な研究に当る研究部が設置されたことは当然であるが、同時に、障害の研究に重点をおかれたことも、さし迫った今日の状況からいって、十分首肯されうるであろう。

初年度に設置された研究部は、物理学的領域にあたる第 1 基礎研究部、化学的領域にあたる第 2 基礎研究部、それに障害研究部、環境衛生研究部の 4 研究部であるが、さし当って、本庁舎をもたない本研究所では、研究員を以下のような他の試験研究機関に配置し研究を推進してきたのである。

1.	東京大学 医学部放射線科	障害研究部	江藤秀雄
2.	" 農学部水産学科檜山研究室	環境衛生研究部	市川竜資
3.	" 理工学研究所	第 2 基礎研究部	鈴木堅之、亀山忠典
4.	東京慈恵会医科大学 放射線科	所長	樋口助弘
5.	" 薬理学教室	障害研究部	松葉三千夫
6.	電気試験所 芝橋分室	第 1 基礎研究部	伊藤岳郎、松沢秀夫
7.	" 田無分室	"	田中栄一、飯沼 武
8.	予防衛生研究所	第 2 基礎研究部	伊沢正実
		環境衛生研究部	小柳 順
9.	科学研究所 山崎研究室	"	渡辺博信

10. 放射線医学総合研究所

第2基礎研究部 鈴木 治

"

障害研究部 佐藤文昭

このような分散配置にともない、研究員相互の連絡を強化し、総合的研究の成果をあげるべく、本研究所では毎週木曜日を定例日として、研究部全員が霞ヶ関の本研究所分室に会合し、事務連絡、研究所建設のための設計打合せ等を行ってきたが、就中、本研究所のように広汎な領域にわたる研究分野をもち、研究員相互にそれぞれ専門の異なるとき、互いの専門についての相互理解は多々益々必要であることは論をまたないところである。このため、33年3月からは特に、木曜日午前中を定例研究会として、各研究部の研究テーマについての解説を中心に研究討論を行うことが決定された。3月に行われた研究会は以下のとおりである。

3月13日 江藤秀雄障害研究部長（放射線障害について 第1回）

20日 同 上 第2回

また、一方特に本研究所自身の将来の廃棄物処理方針を確立するため、廃棄物処理研究会を所内に組織し、環境衛生研究部を主体に所長および各研究部長ならびに管理部長、管理部内関係各課長および担当官によって構成、32年12月19日以来、隔週1回を原則として研究会を開催してきた。

こうした活動の一方、本来の研究業務については、以下各研究部ごとに32年度研究計画にしたがって展望してみよう。

§ 2. 第1基礎研究部

1. 放射線測定方法の研究

項目	記	事
研究室名	放射線測定研究室	
研究場所	電気試験所	
研究担当者氏名	田中栄一、飯沼 武	
研究期間	自昭和32年11月 至昭和33年3月	
研究題目	個人用 ベル・アラーム・メーターの研究 (備考)「実用放射線測定方法の研究」のうち、「個人被曝放射線量の測定方法の研究」	
研究目的	携帯型のX、γ線量計で、あらかじめ設定された照射線量をうけると警報を発するいわゆるベル・アラーム・メーターが、或る種の危険作業等において特に必要である。 本研究はこれの実用化に資するため、種々の基礎的実験を行い、実用化の可能性、設計方針、得られる性能等について検討する。	
	〔方法〕エネルギー依存性をよくするために、小型電離箱を検出器とし、警報器には低電圧で動作し、高能率をうるためトランジスター発振器をもついた。電離電流の検出には電位計真空管として代表的な5803(Victreen)	

研究の内容	をもちいたが、通常の使用と異って、この場合は大部分 cut off の状態で使用されるので、まずその格子電流等の特性をしらべ、またトランジスターについては温度の影響が大きいので、0°～40°C にわたって良好に動作する回路を研究する。 〔成果〕 電位計真空管 5803 の cut off 時の格子電流は、通常の使用状態のときよりはるかに小さく、 $2 \sim 5 \times 10^{-16}$ Amp. で 50cc の電離箱をつけたとき $0.04 \sim 0.1$ mr/h の γ 線量率に相当し、許容線量率の $1/_{100} \sim 1/_{50}$ 程度であった。また、陽極電圧は 4.5～6 ボルトが最適であることがわかった。 トランジスター警報器は適当に設計すると、0～40°C で $6 \sim 9 \mu\text{A}$ の電流で動作し、クリスタルスピーカーを相当な音量で鳴らすことがわかった。
その他	試作器の作製および総合結果試験については、33年度へ継続研究中である。

項目	記事
研究室名	放射線測定研究室
研究場所	電気試験所
研究担当者氏名	田中栄一、飯沼 武
研究期間	自昭和33年11月 至昭和33年3月
研究題目	1. 表面放射性汚染の測定方法の研究 2. ラドン計の研究 (備考) 「実用放射能測定方法の研究」のうち「環境放射能測定方法の研究」
研究目的	1. 表面放射性汚染の測定値のキュリー単位系への換算に関する研究を目的としたもので、放射性表面汚染計の cpm および dpm による指示値を c/cm^2 単位系へ換算する方法について調査研究する。 2. ウラン鉱山、ラジウム温泉地帯等における空気中のラドンおよび崩壊生成物の吸入による人体内沈着量の評価を行う観点から、まず従来採用されているラドン計の測定原理を再検討し、ラドン崩壊生成物の測定過程における取り扱いについて研究する。
研究の内容	1. 在来の放射性表面汚染計は効率(位置による変化をも含め)、エネルギー特性、安定性等に問題があるから、それらの点を考慮した放射性表面汚染測定用の最適な測定器を設計・検討中である。 2. ラドンおよびその daughter による電離電流の growth curve を理論的に検討し、さらにラドンの管壁ならびに乾燥材等への附着状況、ラドンの daughter の動作を理論的・実験的に調査する。その方法として、電離槽型のラドン計を試作して、それによって上記の諸結果を実験的に検討する。
その他	1, 2とも、33年度へ継続研究中である。

2. 放射線照射に関する研究

項目	記事
研究室名	放射線照射防護研究室
研究場所	電気試験所

研究担当者氏名	松沢秀夫
研究期間	自昭和33年11月 至昭和33年3月
研究題目	β 線, γ 線の人体に関する吸収線量の算定方法の研究 (備考)「放射線の吸収線量の算定に関する研究」
研究目的	放射線障害防止法の実施のためにも、また放射線の生物学的効果を評価するためにも、吸収線量を知る必要があるので、計測値(cpm, レントゲン/時等)をラド単位系に換算する方法を調査研究する。
研究の内容	β 線については、その線束密度および β 線源の量から吸収線量を算定する方法 X-, γ -線については、人体内深部線量をレントゲン単位系からラド単位系へ換算する方法、および人体不均一層における同様の換算方法につき調査研究する。また、X-, γ -線治療の際実用さるべきラド単位系指示ファンтом電離槽を試作し、人体組織等価性の観点から、そのエネルギー・レスポンスについて研究する。
その他	33年度へ継続研究中である。

3. 放射線防護に関する研究

項目	記事
研究室名	放射線照射防護研究室
研究場所	電気試験所
研究担当者氏名	松沢秀夫
研究期間	自昭和33年11月 至昭和33年3月
研究題目	1. X線防護用遮へいに関する研究 2. 二次X線防護に関する強度およびエネルギー分布の研究 (備考)「放射線防護用遮へいに関する研究」
研究目的	放射線の安全な利用を促進するために、安全かつ経済的な防護用遮へいの基礎資料を得んとするものである。
研究の内容	1. 一次X-, γ -線防護用遮へいに関する内外の基礎資料を集成し、比較検討し、一般放射線取扱施設における実用的な基準案を検討する。特にX線遮へいについては、遮へいを必要とする最低X線管電圧が不確定であるから、人体吸収線量を考慮して実験的研究を行う。 2. X線、 γ 線照射による診療等の場合の人体、照射器の照射口附近の物質および診療室の床、壁等の特定物質から発生する二次線につき、そのエネルギー分布、および強度分布を実験的に調査研究し、二次線防護の基礎資料とする。
その他	33年度へ継続研究中である。

§ 3. 第2基礎研究部

1. 放射線に関する生化学的研究

項目	記事
研究室名	生化学研究室

研究場所	東京大学 理工学研究所
研究担当者氏名	鈴木堅之, 亀山忠典
研究期間	自昭和32年11月 至昭和33年3月
研究題目	紫外線照射をうけた大腸菌 (E. coli) における核酸および蛋白質の生合成に関する研究 (備考) 「核酸および蛋白質に対する放射線の作用の研究」のうち、「核酸、蛋白質の合成過程に対する放射線の影響の研究」
研究目的	核酸、ことにDNAの生合成は放射線に対して感受性が強いといわれているが、通常の化学分析では検出できないような、照射後比較的短時間内の核酸と蛋白質との合成の変化を P^{32} および S^{35} を用いてしらべる。
研究の内容	〔方法〕 大腸菌に紫外線を照射し、ついでトレーサーを含む培地で一定時間培養して、DNA, RNA, および蛋白各分画のアイソトープ量を測定し、それらと照射量との関係をしらべた。 〔成果〕 コロニーを作る能力のある菌数が最も放射線の影響を受けやすく、ついでDNAの合成系である。しかるにRNAと蛋白質の合成系は耐性が強く、菌の生存率が 10^{-6} 程度に減少し、DNA合成がまったくない状況でも、RNAと蛋白の合成はそれほど抑えられていないという結果を得て、前に得られた化学分析による結果を確認した。
その他	

2. 放射性物質に関する分析等の研究

項目	記事
研究室名	分析研究室
研究場所	国立予防衛生研究所
研究担当者氏名	伊沢正実, 小柳 順
研究期間	自昭和32年8月 至昭和33年3月
研究題目	1. 雨水・フォールアウト中の Sr^{90} および Cs^{137} の定量に関する研究 2. 骨中の Sr^{90} の定量法に関する研究 (備考) 「放射性物質に関する分析等の研究」のうち「 Sr^{90} の分析法の研究」
研究目的	雨水・フォールアウト中にふくまれて地上に蓄積する Sr^{90} および Cs^{137} および骨中の Sr^{90} の定量法を確立するため、いろいろな方法につき検討し、さらに測定値の意義を明らかにするものである。
研究の内容	〔方法〕 実際の試料につき、古典的方法、イオン交換法、その他の分析方法を検討する。 〔成果〕 1. 前年度および本年度国立予防衛生研究所において確立した方法にしたがって、毎月1回、雨水およびフォールアウトをあつめて分析した結果、1957年中の蓄積量は 3.7 mc/km^2 であった。なお、必要な2, 3の点につき検討し、同一試料より Cs^{137} を分離定量する方法を検討した。 2. 動物の骨を材料として、 Sr^{90} 定量法を検討、目下人骨を得て分析中である。
その他	2.については、33年度へ継続研究中である。

§ 4. 障害研究部

1. 人体に対する放射線の影響に関する研究

項目	記	事
研究室名	人体障害研究室	
研究場所	信州大学	
研究担当者氏名	橋詰 雅	
研究期間	自昭和33年2月 至昭和33年3月	
研究題目	X線による生殖腺の被曝線量の測定に関する研究 (備考) 「人体に対する放射線源ならびに被曝量に関する調査研究」	
研究目的	各種自然および人工放射線源 (R.I., X線等) ならびに被曝線量の調査研究は、国際的にも要請されている問題である。さし当たり、X線診療による生殖腺の被曝線量の測定を被検者およびX線勤務者について行う。	
研究の内容	〔方法〕 X線撮影ならびに透視時における被検者ならびに検者（医師）の生殖腺被曝線量を特製電離槽型積算線量計を使用して測定する。 〔成果〕 (1) 被検者の被曝線量 (a) 直接撮影時（胸部、胃、腸、膝関節、頭、胸部断層撮影）、胸部間接撮影時ならびに透視時（胸部、胃、腸）における被検者の睪丸部の被曝線量の測定、およびこれと利用線維のあたる中央部の表面線量との関係の検討を行った。 (b) (a)と同じく撮影時ならびに透視時における卵巣部における被曝線量の測定、およびこれと卵巣部の前面腹部の被曝線量ならびに上記と同様の意味の表面線量の関係の検討を行った。これらは実際の場合に卵巣部の被曝線量を測定可能な体表面の測定値より推定するための方法を研究するためである。 (2) 検者の被曝線量 透視中（胸部、胃、腸など）における医師の睪丸の被曝線量の測定を行った。	
その他	33年度継続研究中である。	

項目	記	事
研究室名	人体障害研究室	
研究場所	東京大学医学部放射線科教室	
研究担当者氏名	江藤秀雄	
研究期間	自昭和32年8月 至昭和33年3月	
研究題目	放射性物質を含む発塵吸入装置の研究 (備考) 「放射性汚染空気吸入障害に関する研究」	
研究目的	核分裂生成物、R.I. 元素等による汚染空気の吸入による障害の機転を究明することは、障害防止上極めて重要であるが、そのため動物実験用人工発塵吸入装置の設計の検討をはじめとする。	

研究の内容	〔方法〕 放射性物質を含むミストおよびダストエロゾールを発生させるための装置、およびこれを動物に吸入させる装置試作のための文献的研究
	〔成果〕 (1) ミストエロゾール吸入障害動物実験用装置系としての主要構成成分すなわち、送気調節装置、噴霧装置、ミストエロゾール槽、動物吸入装置、排気集塵装置等につき検討中 (2) ダストエロゾール吸入障害動物実験用装置系としての主要構成成分すなわち、送気調節装置、粉塵衝撃装置、給塵装置、発塵調節槽、放射性ダストエロゾール槽、動物吸入装置、排気集塵装置等につき検討中
その他	33年度に継続研究中である。

2. 人体に対する放射線ならびに放射能の許容量に関する研究

項目	記事
研究室名	許容量研究室
研究場所	霞ヶ関分室
研究担当者氏名	佐藤文昭
研究期間	自昭和32年10月 至昭和33年3月
研究題目	人体に対する許容量の文献的調査研究 (備考) 「人体に対する放射線ならびに放射能の許容量に関する研究」
研究目的	人体防護上、基本的かつ緊急を要する問題であるが、今回は、許容量に関する国際勧告案の数値的根拠となっている文献の調査に主眼をおく。
研究の内容	〔方法〕 人体に対する体内放射性物質の許容度の算定の基礎となる諸因子の文献的研究 〔成果〕 各種放射性元素に対する「問題となる臓器」ならびに生物学的半減期に関する内外の文献を集めて検討中である。
その他	33年度に継続研究中である。

3. 放射線障害の早期発見および予防警戒法に関する研究

項目	記事
研究室名	障害予防研究室
研究場所	東京慈恵会医科大学
研究担当者氏名	松葉三千夫
研究期間	自昭和33年1月 至昭和33年3月
研究題目	呼気、体液、血液、排泄物中の放射能と障害の相関関係に関する調査研究
研究目的	体内に吸入または摂取されるおそれのある場合、これの早期発見には上記の課題は重要であるが、今年度は文献調査により実験方針の確立に資するを目的とする。
研究の内容	〔方法〕 呼気、体液、血液、排泄物中の放射性物質の排泄量から体内分布を知るため、内外の諸資料により文献調査を行い、実験方針の確立のため準備検討中である。
その他	33年度へ継続研究中である。

§ 5. 環境衛生研究部

1. 環境汚染の測定と影響に関する研究

項目	記	事
研究室名	第1環境衛生研究室	
研究場所	科学研究所放射能研究室	
研究担当者氏名	渡辺博信	
研究期間	自昭和32年11月 至昭和33年3月	
研究題目	1. 空気、雨水の放射能の測定 2. 大地の汚染度の測定 (備考) 「一般環境汚染の人体への移行過程(大気—雨水—大地—作物—生物—排泄)に関する研究」	
研究目的	一般自然環境放射能汚染の調査資料の収集を行うとともに、放医研建設予定地における環境の測定から着手する。	
研究の内容	〔方法〕 雨水については定期採取および単位面積(1 m^2)当りの放射能強度を求める。大気は 10^6 m^3 を1週間に採取、土壤の試料は放医研建設予定地より季節中間の月に採取する。 〔成果〕 雨水中、大気中の放射能強度は前年度と同程度であるが、放射能の寿命の長い核種が増加してきた。土壤の試料は主として Sr* につき分析中である。	
その他		

項目	記	事
研究室名	第1環境衛生研究室	
研究場所	東京大学農学部水産学科檜山研究室	
研究担当者氏名	市川竜資	
研究期間	自昭和33年11月 至昭和33年3月	
研究題目	飲料水、食物の汚染度の測定 (備考) 「一般環境汚染の人体への移行過程(大気—雨水—大地—作物—生物—排泄)に関する研究」	
研究目的	食品のうち、まず海産物から着手する。	
研究の内容	〔方法〕 海水の放射能の深度別強度の測定を行う。海産物については浅海魚類、海藻につき、灰化後主として Sr*, Cs* を測定する。 〔成果〕 海水は表面水を除いて、放射能は極く少ない。魚類、海藻については目下記録を検討中である。	
その他		

2. 廃棄物の処理方式に関する研究

項目	記事
研究室名	第2環境衛生研究室
研究場所	科学研究所
研究担当者氏名	渡辺博信
研究期間	自昭和32年11月 至昭和33年3月
研究題目	廃棄物処理に関する文献的調査研究
研究目的	廃棄物については、気体、液体、固体のそれぞれにしたがって処理方式を検討しなければならないが、まず、放医研の廃棄物処理方針を検討するため、文献的調査研究から着手する。
研究の内容	放射性同位元素研究室地下室に主として液体廃棄物処理施設の設計を行う。各種の液体廃棄物の処理法に関する文献資料より、2, 3の方法を選び、研究室内において実験を行う。
その他	

第4章 文献資料の収集対外活動

- § 1. 資料の交換
- § 2. 図書の購入状況
- § 3. 国連提出論文集の刊行と英文要覧の作製
- § 4. 放医研ニュースの発行
- § 5. 研究発表

§ 1. 資料の交換

本研究所が発足とともに、研究の企画、総合調整の分野においてまず考え、とり上げたことは、各般の領域にわたるすみやかな情報の収集ということであった。今日、科学技術の進展はまことにめざましいものがあり、その日進月歩の潮流は、徒らな拱手傍観を許さないものがある。わが国においても、科学技術文献資料の収集、解析、整理とそれの吸収消化は、もはやたんなる一研究者、一研究機関の課題たるにとどまらず、国が時代にこたえるべき大きな課題としてとり上げられるにいたっている。本研究所のごとく、医学はもとより生物科学に関するすべての領域を網羅し、物理、化学、工学をはじめ、地質、海洋、気象にわたる各般の分野にまで広く、かつ新しい研究領域をもつとき、這般の事情に対する考慮は一層広く、かつ深いものがあろう。

このようにしてまず第一に、既存の国内研究機関との接触が企てられ、昭和32年9月16日、所長名をもって関係官公庁、大学、民間団体等総計154カ所に対し資料の交換の申入れが行われ、昭和33年3月31日現在までに60カ所320冊の資料を入手している。

§ 2. 図書の購入状況

一方、これらの交換、寄贈資料とは別に、昭和32年度中に購入および購入契約をした図書は下記のとおりである。

	外 国	内 国
図 書	124 冊	94 冊
雑 誌	(50種)	
雑誌バックナンバー		3 種 112 冊
AEC 資 料	1 種 212 冊	
新 聞		7 種

以上のような資料、図書の入手に関しては、研究所本庁舎をもたない現状では完備した図書業務は望むべくもないが、現在、これら一切の業務は管理部調査課において扱われ、資料、図書の到着は昭和33年2月20日以来、毎週木曜日発行の部内紙「調査課短信」によって周知徹底をはかっている。

§ 3. 国連提出論文集の刊行と英文要覧の作製

こうして、資料情報の収集をはかるとともに、昭和32年10月、国際連合科学委員会に提出されたわが国研究者の論文集を刊行し(学術振興会発行の学術月報に掲載されたものの再録)、所内外の研究者に対する資料として関係先へ配布した。同論文集は“Studies on the Effects of Ionizing Radiations in Japan”の標題のもとに以下の7論文を収録している。

1. Y. Hiyama, Radiological Data in Japan II.
1. N. Saito, Analysis of Sr-90, Cs-137 and Pu-239 in Fall-out and Contaminated Materials.
1. Y. Hiyama, A Measure of Future Sr-90 Level from Earth Surface to Human Bone.
1. T. Doke, Preliminary Estimate of the Dose Given to the Lungs by the Airborne Radioactivity Originated by the Nuclear Bomb Tests.
1. S. Higuchi, Supplemental Review of the Recent Researches on the Alleviation of Radiation Hazards.
1. S. Watanabe, Experimental Studies on the Development of Leukemia in Mice with Frequent Administrations of Small Doses of Some Radioactive Isotopes.
1. K. Miyoshi et al, Experimental Studies on Radiation Injury by Colloidal Radioisotope : Liver Injury by Colloidal Radioactive Chronic Phosphate Cr P³² O⁴.

これよりさき、本研究所ではその英文呼称を決定すべく、各方面にアンケートを行っていたが、正式に

National Institute of Radiological Sciences.

とすることを決定、これにもとづいて、本研究所の英文による要覧を作製し、広く海外関係機関に送付して資料、情報の交換をはかることとし、33年1月、

Outline of Organization and Functions of Radiological Sciences. 1958.
を刊行、所長名による挨拶状を添付して、海外の、まず主として原子力関係研究機関を対象として送付した。現在、これが反響は各国からの関係資料の陸続たる寄贈となってあらわれ、所期の成果を十分に収めつつある。

§ 4. 放医研ニュースの発行

国立研究機関として、その研究業績や業務内容を広く公開し、報告を行うことは当然の義務であるが、かかる広報活動は本研究所の場合、さらに重要な役割を荷っているといえよう。すなわち、本研究所の設置目的を汎く周知せしめるとともに、その研究内容の啓蒙をはかることは、今後の研究業務に広く関係者の理解と協力を得る意味から、特に創立当初より考慮されてきたところであった。

33年1月、ようやく初年度の整備も終り、建設設計画が本格化されるや、こうした需要はさし迫った問題として考えられるにいたり、ここに放医研ニュースの刊行が具体的に日程にのぼることとなった。こうした一連の広報活動中、特に出版物に関しては、32年12月以来、所内に各研究部、管理部各課より委員を選定し、管理部調査課がこれが事務を所掌して編集小委員会が組織され、研究所出版計画の大綱を審議するとともに、各出版物の編集に当ることとなっていたが、放医研ニュース創刊号以来、同小委員会は活発な活動を行っている。

かくして、昭和33年2月25日、放医研ニュース第1巻第1号が刊行され、爾来、毎月1回を原則として発行されている。

33年3月31日現在、第1巻第2号までが刊行された。

§ 5. 研究発表

昭和32年度中に行われた本研究所職員の所外研究発表は、発足後未だ日浅く、主として従前の研究業績がその内容となっていたが、参考までに紹介すると、以下のごとくであった。

1. 文部省放射線総合研究班長会議（昭和33年1月17、18日）

樋口助弘、放射能の日本人最大許容量の研究

江藤秀雄、各種放射性物質特に核分裂生成物に起因する汚染空気の吸入に伴う生体障害に関する研究

1. 第2回日本アイソトープ会議（昭和33年2月4、5、6日）

伊沢正実（共同発表）、1回ならびに連続投与によるセシウムのマウス体内分布、蓄

積の研究

樋口助弘 (共同発表), 卵巣摘除がシロネズミ甲状腺の I-131 摂取能に及ぼす影響

樋口助弘 (共同発表), 甲状腺機能異常時における 2, 3 内分泌臓器の組織学的变化について

市川竜資 (共同発表), 海水魚の環境水からの Sr の摂取について

1. 第 2 回原子力シンポジウム (昭和 33 年 2 月 7, 8, 9 日)

伊沢正実 (共同発表), 水溶液中の放射性同位元素の除去——細菌による Sr⁹⁰ と Y⁹⁰ の選択的分別

樋口助弘, I¹³¹ による内分泌系臓器の相関性の研究

伊藤岳郎, 田中栄一 (共同発表), 放射能標準の絶対測定と放射能比較標準について

附 錄

1. 国立放射線基礎医学研究所機構（日本学術会議勧告）案
2. 国立放射線基礎医学研究所設置実施（日本学術会議勧告）案
3. 国立放射線基礎医学研究所機構（科学技術行政協議会専門部会）案
4. 国立放射線衛生研究所機構（科学技術行政協議会専門部会）案
5. 国立放射線医学総合研究所機構（日本学術会議答申）案
6. 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由説明
7. 科学技術庁設置法の一部を改正する法律
8. 科学技術庁組織令の一部を改正する政令（抄）
9. 放射線医学総合研究所の内部組織を定める政令
10. 放射線医学総合研究所組織規則
11. 科学技術庁訓令第9号
12. 放射線医学総合研究所事務分掌規程
13. 地方自治法第156条第6項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求めるの件
14. 地方自治法第156条第6項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求めるの件の提案理由説明
15. 放射線医学総合研究所組織英文呼称
16. 放射線医学総合研究所日誌

1. 国立放射線基礎医学研究所機構（日本学術会議勧告）案

部 名	室 名	研 究 内 容
物理研究部	計測研究室	放射線の測定器及び測定法の研究とその統一
	機器第1研究室	診断用機器に関する研究
	機器第2研究室	治療用機器に関する研究
	感光材料研究室	普通写真, 分光写真, エックス線写真, ラジオオートグラフ, その他一切の感光材料の研究
化学研究部	生化学研究室	放射線作用の生化学的研究
	放射化学研究室	アイソトープの分離精製法及び標識化合物の調製法に関する研究
	汚染除去研究室	汚染の除去法の研究
生物研究部	人体研究室	放射線の人体に対する影響の研究
	動植物研究室	医学に目標をおいた放射線生物学の研究
遺伝研究部	遺伝研究室	放射線の遺伝に対する作用の調査及び研究
診断研究部	放射線研究室	放射線の診断的応用の基礎研究
	アイソトープ研究室	アイソトープの診断的応用の基礎研究
治療研究部	放射線研究室	放射線の治療的応用の研究
	アイソトープ研究室	アイソトープの治療的応用の研究
障害研究部	最大許容量研究室	放射線の人体に対する最大許容量の決定（体内放射の場合を含む）
	健康管理研究室	放射線障害の早期発見, 予防警戒法の研究（体内放射の場合を含む）
	診断治療研究室	放射線障害の診断法, 治療法の研究 (同上)
技術部		各部の研究を促進するための補助的な役目をするもので、金属工作, 電気工作, ガラス工作, 写真撮影（文献複写を含む）, 飼育栽培, 器具, 消耗品の管理を行う
事務部		庶務課, 会計課, 施設課, 図書室

2. 国立放射線基礎医学研究所設置実施（日本学術会議勧告）案

1. 予 算		883,700 千円
(イ) 土地、建築費		453,700 //
(1) 主建物（鉄筋コンクリート二階建延 2,590 坪）		284,900 //
(2) 附属建物		18,800 //
内訳 動物舎 20 坪		4,000 //
温 室 20 坪		6,000 //
動植物連続弱照射室 80 坪		8,800 //
(3) 土 地 30,000 坪		150,000 //
(ロ) 施設設備費		430,000 //
2. 定 員		
内訳 研究員 64 (教授級 13, 助教授級 17, 助手級 34)		
研究補助員 40		
技 術 員 21		
事務員その他 40		
3. 年次計画 3ヵ年計画とする		
総 額		883,700 千円
第1年度 定員 25 名 (人件費は含まない)		400,000 //
第2年度 定員 70 名増 (〃)		303,700 //
第3年度 定員 70 名増 (〃)		180,000 //
4. 年間経常費概算		98,340 //
内訳 人件費		44,550 //
教官研究費		32,140 //
試 作 費		10,000 //
飼 育 費		5,000 //
維 持 費		5,000 //
そ の 他		1,650 //

3. 国立放射線基礎医学研究所機構（科学技術行政協議会専門部会）案

部 名	室 名	研 究 内 容
物理研究部	計 測 研 究 室	放射線の医学的測定器及び医学的測定方法の研究
	機 器 第 1 研 究 室	診断用機器に関する基礎研究
	機 器 第 2 研 究 室	治療用機器に関する基礎研究
	感 光 材 料 研 究 室	エックス線写真, ラジオオートグラフ, その他放射線医学に必要な感光材料の研究
化学研究部	化 学 第 1 研 究 室	放射線に関する生化学的研究
	化 学 第 2 研 究 室	アイソトープの分離精製法及び標識化合物の調製法に関する研究
	化 学 第 3 研 究 室	汚染の化学的処理に関する研究
生物研究部	生 物 第 1 研 究 室	放射線の人体に対する作用の研究
	生 物 第 2 研 究 室	医学に目標をおいた放射線生物学の研究
遺伝研究部	遺 伝 研 究 室	放射線の遺伝に対する作用の研究
医 学 第1研究部	放 射 線 研 究 室	診断の手段としての放射線に関する基礎医学的研究
	ア イ ソ ト ーピ 研 究 室	診断の手段としてのアイソトープに関する基礎医学的研究
医 学 第2研究部	放 射 線 研 究 室	治療の手段としての放射線に関する基礎医学的研究
	ア イ ソ ト ーピ 研 究 室	治療の手段としてのアイソトープに関する基礎医学的研究
医 学 第3研究部	医 学 第 1 研 究 室	放射線の人体に対する最大許容量に関する基礎医学的研究
	医 学 第 2 研 究 室	放射線障害の診断法, 治療法の基礎医学的研究
技 術 部		各部の研究を促進するため金属工作, 電気工作, ガラス工作, 写真撮影(文献複写を含む), 飼育栽培及び器具, 消耗品の管理を行う。
事 務 部		庶務課, 会計課, 施設課, 図書室

4. 国立放射線衛生研究所機構（科学技術行政協議会専門部会）案

部 名	室 名	研 究 内 容
予防研究部	第 1 研究室	放射線測定方法の普及と能率化に関する研究
	第 2 研究室	放射線による障害の予防方法に関する調査研究
	第 3 研究室	放射性物質による汚染の除去方法に関する研究
障害研究部	第 1 研究室	放射線の人体に対する恕限度の調査研究
	第 2 研究室	放射線の人体に及ぼす障害に関する調査研究
	第 3 研究室	放射線による障害の診断方法及び治療方法の研究
	第 4 研究室	放射線による遺伝的障害の調査研究
薬剤研究部	第 1 研究室	放射性物質による汚染の除去剤に関する研究
	第 2 研究室	放射線による障害の治療剤に関する研究
	第 3 研究室	医療用放射性物質の試験、検定に関する研究
	第 4 研究室	食品衛生及び環境衛生面での放射線の応用に関する研究
診断研究部	第 1 研究室	放射線による診断方法の普及と能率化に関する研究
	第 2 研究室	放射性物質による診断方法の普及と能率化に関する研究
治療研究部	第 1 研究室	放射線による治療方法の普及と能率化に関する研究
	第 2 研究室	放射性物質による治療方法の普及と能率化に関する研究
附属病院		
工作部		各部の研究を促進するため金属工作、電気工作、ガラス工作、写真撮影（文献複写を含む）、飼育栽培及び器具、消耗品の管理等を行う。
事務部		庶務課、会計課、施設課、図書室をおき、それぞれ事務を分担する。
養成訓練部		放射線医学専門医の育成指導、放射線治療補助者の育成、公衆衛生従事者に対する放射線に関する教育指導

5. 国立放射線医学総合研究所機構（日本学術会議答申）案

部 名	室 名	おもな研究内容
総務部	総務課 調査課 会計課 図書室	
物理研究部	物理第1研究室	放射線測定に関する研究
	物理第2研究室	放射線照射に関する研究
	物理第3研究室	放射線防護に関する研究
化学研究部	化学第1研究室	放射性物質に関する分析の研究
	化学第2研究室	放射線に関する生化学的研究
	化学第3研究室	標識化合物の調整に関する研究
生物研究部	生物第1研究室	外部放射線の生物に対する作用の研究
	生物第2研究室	内部放射線の生物に対する作用の研究
遺伝研究部	遺伝第1研究室	放射線による突然変異誘発に関する研究
	遺伝第2研究室	人体に対する放射線遺伝の統計的研究
障害基礎研究部	障害基礎第1研究室	人体に対する放射線影響の研究
	障害基礎第2研究室	人体に対する放射線許容量の研究
	障害基礎第3研究室	放射線障害の早期発見および予防警戒法に関する研究
障害臨床研究部	障害臨床第1研究室	放射線障害の診断およびその基準に関する研究
	障害臨床第2研究室	放射線障害の治療およびその基準に関する研究
薬学研究部	薬学第1研究室	放射線による障害の予防薬および治療薬に関する研究
	薬学第2研究室	医薬品および衛生材料の滅菌保存に関する研究
環境衛生研究部	環境衛生第1研究室	職場および一般の生活環境の放射性物質による汚染に関する研究
	環境衛生第2研究室	食品の放射性物質による汚染に関する研究
診断研究部	診断第1研究室	放射線による診断法の研究
	診断第2研究室	アイソotopeをトレーサーとして用いた診断法の研究
治療研究部	治療第1研究室	外部放射線による治療法に関する研究
	治療第2研究室	内部放射線による治療法に関する研究
サービス部		各部の研究を促進するための金属工作、電気工作、ガラス工作、写真撮影（文献復写を含む）、飼育、栽培および器具消耗品の管理ならびに所内の健康管理
附属養成訓練部		放射線医、ヘルスフィジシストおよび放射線治療補助者の育成指導ならびに公衆衛生および労働衛生関係の従事者に対する放射線に関する教育指導
附属病院	事務室 医薬局	

6. 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由説明

ただいま議題となりました科学技術庁設置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

原子力の平和利用は、ここ2,3年の間に急速な進展を見つつあり、近く日本原子力研究所においてわが国最初の原子炉が運転を開始し、来年は引きつづき第二号炉が設置されんとしておる状況であります。他方アイソトープについてもその研究と利用とは、急速な発展を遂げ官民の多数の試験研究機関、事業所等において広範に使用され、わが産業面、医療面、その他において多大の成果が期待されておる次第であります。

しかしながら、これら原子力の利用には、一面ややもすれば放射線の障害というマイナス面を伴うので今後原子力の開発の進むに従い、嚴重な放射線の障害防止措置を講ずるとともに、放射線による障害の診断、治療等医学的調査研究の急速なる確立を図ることの必要性が痛感される次第であります。

したがって政府としては、別途原子炉等の規制に関する法律案（仮称）及び放射性同位元素等の放射線による障害の防止に関する法律案（仮称）を今国会に提案することとし、目下これが準備を急いでおりますがこれとともに、放射線医学に関する総合的調査研究等を行うため、科学技術庁の附属機関として、放射線医学総合研究所を設置することとしたのであります。もともとこのような研究所の設立につきましては、従来、日本学術会議等の要望もありましたので、本案の決定までには、科学技術庁及び原子力委員会において日本学術会議はじめ学界、業界における学識経験者の意見を徵し、慎重にその計画について検討を行ったのであります。

放射線医学総合研究所はその所掌事務として、放射線による人体の障害並びにその予防、診断及び治療に関する調査研究を行うことは勿論でありますが、併せて放射線の医学的利用並びに放射線による障害防止、及び医学的利用に關係する技術者の養成訓練を行うこととしております。

なお本研究所は三ヵ年計画をもって茨城県東海村の国有地に新設いたしたいと考えであります、用地取得手続等の關係上最終的結論に至っておりませんので、とりあえず設置場所は政令をもって定めることにいたし、結論を得ますれば改めて国会の承認を仰ぐことにいたしたいと考えであります。

以上が科学技術庁設置法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

何とぞ慎重御審議の上御賛成あらんことをお願いいたします。

7. 科学技術庁設置法の一部を改正する法律

(昭和 32 年 4 月 23 日法律第 76 号)

科学技術庁設置法（昭和 31 年法律第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

七 放射線医学総合研究所に関すること。

第 14 条第 3 項中「及び金属材料技術研究所」を「、金属材料技術研究所 及び放射線医学総合研究所」に改める。

第 16 条中「金属材料技術研究所」を「金属材料技術研究所 放射線医学総合研究所」に改める。

第 20 条を第 21 条とし、第 19 条を第 20 条とし、第 18 条の次に次の二条を加える。

（放射線医学総合研究所）

第 19 条 放射線医学総合研究所は、次に掲げる事務をつかさどる機関とする。

一 放射線による人体の障害並びにその予防、診断及び治療に関する調査研究を行うこと。

二 放射線の医学的利用に関する調査研究を行うこと。

三 放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者の養成訓練を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、放射線医学総合研究所に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、昭和 32 年 7 月 1 日から施行する。

8. 科学技術庁組織令の一部を改正する政令（抄）

（昭和 32 年 6 月 29 日公布政令第 165 号）

内閣は、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 7 条第 3 項の規定に基き、この政令を制定する。

科学技術庁組織令（昭和 31 年政令第 142 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第二号を次のように改める。

二 放射線医学総合研究所に關すること。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第 13 条第二号の改正規定は、昭和 32 年 7 月 1 日から施行する。

9. 放射線医学総合研究所の内部組織を定める政令

(昭和32年6月29日公布政令第166号)

内閣は、科学技術庁設置法（昭和31年法律第49号）第19条第2項の規定に基き、この政令を制定する。

第1条 放射線医学総合研究所に、所長を置く。

2 所長は、所務を掌理し、所属職員を監督する。

第2条 前条に定めるもののほか、放射線医学総合研究所の内部組織は、総理府令で定める。

附 則

この政令は、昭和32年7月1日から施行する。

10. 放射線医学総合研究所組織規則

總理府令

放射線医学総合研究所の内部組織を定める政令（昭和32年政令第166号）第2条の規定に基き、放射線医学総合研究所組織規則を次のように定める。

放射線医学総合研究所組織規則

（昭和32年6月29日公布總理府令第39号）

第1条 放射線医学総合研究所に、次の5部を置く。

管理部

第一基礎研究部

第二基礎研究部

障害研究部

環境衛生研究部

第2条 管理部に次の3課を置く。

庶務課

会計課

調査課

第3条 管理部庶務課においては、次の業務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 人事に関すること。
- 三 所長の官印及び所印の保管に関すること。
- 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 五 職員の福利厚生に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、他部及び他課の所掌に属しない業務に関すること。

第4条 管理部会計課においては、次の業務をつかさどる。

- 一 預算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 二 行政財産及び物品の管理に関すること。
- 三 営繕に関すること。

第5条 管理部調査課においては、次の業務をつかさどる。

- 一 調査研究の総合調整及び企画に関すること。
- 二 文献及び資料の調査、収集、編集、刊行及び保管に関すること。
- 三 統計の製表、解析及び編集に関すること。

第6条 第一基礎研究部においては、次の業務をつかさどる。

- 一 放射線から的人体の防護に関する調査研究に関すること。
- 二 人体及び生物に対する放射線の測定に関する調査研究に関すること。
- 三 人体及び生物に対する放射線の照射に関する調査研究に関すること。

第7条 第二基礎研究部においては、次の業務をつかさどる。

- 一 放射線による生化学的調査研究に関すること。
- 二 放射性物質の分析等に関する調査研究に関すること。
- 三 放射線の生物に対する作用に関する調査研究に関すること。

第8条 障害研究部においては、次の業務をつかさどる。

- 一 放射線による人体の障害に関する調査研究に関すること。
- 二 放射線の人体に対する許容量に関する調査研究に関すること。
- 三 放射線による人体の障害の予防及び早期発見に関する調査研究に関すること。

第9条 環境衛生研究部においては、次の業務をつかさどる。

- 一 放射性物質による生活環境の汚染に関する調査研究に関すること。
- 二 放射性物質による食品の汚染に関する調査研究に関すること。

第10条 放射線医学総合研究所の部に部長、課に課長を置く。

- 2 部長は、所長の命を受け、部務を掌理する。
- 3 課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

附 則

この府令は昭和32年7月1日から施行する。

11. 科学技術庁訓令第9号

放射線医学総合研究所の分室等に關し、次のように定めた。

昭和32年7月1日

科学技術庁長官事務代理

国務大臣 水田三喜男

放射線医学総合研究所の分室等について

第1条 科学技術庁の庁内に放射線医学総合研究所の分室を置く。

第2条 放射線医学総合研究所の職員は、当分の間、放射線医学総合研究所の分室において勤務するものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

12. 放射線医学総合研究所事務分掌規程

放射線医学総合研究所事務分掌規程を次のように定める

昭和 32 年 7 月 1 日

放射線医学総合研究所長

放射線医学総合研究所事務分掌規程

(目的)

第1条 この規程は、科学技術庁事務分掌規定第18条の規定に基き、放射線医学総合研究所の各部及び各課の事務分掌について定めることを目的とする。

(庶務課)

第2条 管理部庶務課に庶務係、人事係及び給与厚生係を置く。

2 庶務係においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 機密に関すること。
- (2) 所長の官印及び所印の保管に関すること。
- (3) 公文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- (4) 所内規程案その他成案文書の審査及び進達に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。
- (6) 庁中の取締に関すること。
- (7) その他他の部並びに他の課及び課の他の係の所掌に属しない業務に関すること。

3 人事係においては、職員の任免、給与、職階、懲戒、分限、服務、試験その他の人事並びに教養及び訓練に関する業務をつかさどる。

4 給与厚生係においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 債給、諸手当及び旅費等の支給に関すること。
- (2) 職員の保険衛生宿舎その他の福利厚生に関すること。
- (3) 共済組合に関すること。

(会計課)

第3条 管理部会計課に、予算係、契約係、管理係及び経理係を置く。

2 予算係においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 予算の編成及びその実行計画に関すること。
- (2) 支出負担行為及び支払計画に関すること。
- (3) 支出負担行為の確認及び会計の監査に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。
- (5) 課の他の係の所掌に属しない業務に関すること。

3 契約係においては、物品、役務等の契約に関する業務をつかさどる。

4 管理係においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 国有財産の管理に関すること。
- (2) 物品の出納及び管理に関すること。
- (3) 営繕に関すること。

5 経理係においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 歳入の調定及び収納に関すること。
- (2) 小切手の振出及び支払に関すること。
- (3) 計算証明に関すること。
- (4) 債権の管理に関すること。
- (5) 歳出歳入の決算に関すること。

(調査課)

第4条 管理部調査課に、企画係及び調査係を置く。

2 企画係においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 調査研究の企画、立案及び総合調整に関すること。
- (2) 調査研究の委託又は受託に関すること。
- (3) 技術相談に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。
- (5) 課の他の係の所掌に属しない業務に関すること。

3 調査係においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 文献及び資料等の調査、収集、整理、編集、刊行及び保管に関すること。
- (2) 調査研究に関する統計及び広報に関すること。

(課長補佐)

第5条 各課に、その業務につき課長を補佐させるために課長補佐を置く。

(第1基礎研究部)

第6条 第1基礎研究部に、放射線測定研究室及び放射線防護照射研究室を置く。

2 放射線測定研究室においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 放射線の人体及び生物に対する測定に関する調査研究に関すること。
- (2) 放射能の人体及び生物に対する測定に関する調査研究に関すること。

3 放射線防護照射研究室においては、次の業務をつかさどる。

- (1) 放射線からの人体の防護に関する調査研究に関すること。
- (2) 放射線の人体及び生物に対する照射に関する調査研究に関すること。

(第2基礎研究部)

第7条 第2基礎研究部に、生化学研究室、分析研究室及び生物研究室を置く。

2 生化学研究室においては、放射線の生化学的作用に関する調査研究に関する業務をつかさどる。

3 分析研究室においては、放射性物質の分析等に関する調査研究に関する業務をつかさどる。

4 生物研究室においては、放射線の生物に対する作用に関する調査研究に関する業務をつかさどる。

(障害研究部)

第8条 障害研究部に、人体障害研究室、許容量研究室及び障害予防研究室を置く。

- 2 人体障害研究室においては、放射線の人体に対する影響に関する調査研究に関する業務をつかさどる。
- 3 許容量研究室においては、放射線の人体に対する許容量に関する調査研究に関する業務をつかさどる。
- 4 障害予防研究室においては、放射線による人体の障害の予防及び早期発見に関する調査研究に関する業務をつかさどる。

(環境衛生研究部)

第9条 環境衛生研究部に、第1環境衛生研究室及び第2環境衛生研究室を置く。

- 2 第1環境衛生研究室においては、放射性物質による生活環境の汚染に関する調査研究に関する業務をつかさどる。
- 3 第2環境衛生研究室においては、放射性物質による食品の汚染に関する調査研究に関する業務をつかさどる。

(研究室長)

第10条 各部（管理部を除く）の研究室に研究室長を置く。

- 2 研究室長は、部長の命を受け、調査研究等の実施に当る。

(研究員)

第11条 研究室に研究員を置く。

- 2 研究員は、上司の命を受け、調査研究等の実施に当る。

附 則

この規程は、昭和32年7月1日から施行する。

13. 地方自治法第 156 条第 6 項の規定に基き、放射線医学
総合研究所の設置に関し承認を求めるの件

科学技術庁設置法（昭和 31 年法律第 49 号）第 16 条の規定に基き置かれる 放射線医学総合研究所を茨城県那珂郡東海村に設置することについては、その設置場所を変更する必要を生じたので、あらためて、同研究所を千葉県千葉市に設置することについて、地方自治法第 156 条第 6 項の規定に基き、国会の承認を求める。

理 由

さきに国会の承認を経た放射線医学総合研究所を茨城県那珂郡東海村に設置することについては、都合によりその設置場所を千葉県千葉市に変更する必要があるからである。

14. 地方自治法第 156 条第 6 項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に関する件の提案理由説明

ただいま議題となりました地方自治法第 156 条第 6 項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に関する国会の承認を求める件について、その趣旨を御説明いたします。

放射線医学総合研究所は、原子力の平和利用に伴う放射線障害の防止対策の一環として、放射線障害の予防、診断治療及び放射線の医学的利用に関する調査研究並びに関係技術者の養成訓練を行うことを任務とし、本年 7 月 1 日科学技術庁に設けられた附属機関であります。今後 3 カ年の間にその整備がはかられることになります。

本研究所の設置場所につきましては、茨城県那珂郡東海村の国有地約 6 万 1 千坪を建設用地に充てることとし、去る 5 月 18 日御承認を得たのでありますが、その後原子燃料公社の敷地の入手が困難なため、約 3 万坪を同公社に割愛し、さらに同公社が将来の拡張計画を考慮して本研究所の建設用地の全面的使用を希望していること、また建設用地が原子燃料公社及び日本原子力研究所に接する関係上、建設用地における空気中の放射性物質濃度は人体許容量以下ではあるが、本研究所の研究業務遂行のために重要な支障を及ぼすおそれのある旨判明したこと等の情勢の変化によりまして、東海村以外の場所に建設用地を求める必要が生じたのであります。

右の事情から設置場所につきまして新たに検討いたしました結果、千葉県千葉市の国有地約 2 万坪を本研究所の建設用地に充てることといたしました。同地は、本研究所の業務、土地の立地条件、建設費用その他から設置場所として適当と思われますので、国家行政組織法第 8 条第 2 項の規定により適用される地方自治法第 156 条第 6 項の規定に基きまして国会の承認を仰ぎたいと存ずる次第であります。

以上が本件の趣旨でございます。何とぞ慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願ひいたします。

15. 放射線医学総合研究所組織英文呼称

所長 Director

管理部 Administration Division

庶務課 General Affairs Section

会計課 Accounting Section

調査課 Planning and Investigation Section

第1基礎研究部 First Basic Research Division (Physics)

放射線測定研究室 Radiation Measurement Laboratory

放射線防護照射研究室 Radiation Protection Laboratory

第2基礎研究部 Second Basic Research Division (Chemistry)

生化学研究室 Biochemical Laboratory

分析研究室 Analytical Laboratory

生物研究室 Biology Laboratory

障害研究部 Radiation Hazards Study Division

人体障害研究室 Laboratory for Study of Radiation Hazards on Human Body

許容量研究室 Ladoratory for Study of Maximum Permissible Amount of Radiation

障害予防研究室 Laboratory for Study of Prevention of Radiation Hazards

環境衛生研究部 Environmental Sanitation Research Division

第1環境衛生研究室 Environmental Sanitation-1 Laboratory

第2環境衛生研究室 Environmental Sanitation-2 Laboratory

15. 放射線医学総合研究所日誌

昭和 29 年

4 月 14 日 日本学術会議原子力問題委員長「放射線の基礎的研究の推進」について第 4 部および第 7 部に申入れ

※ 10 月 19 日 日本学術会議第 18 回総会「国立放射線基礎医学研究所の設置」について発議

昭和 30 年

1 月 11 日 日本学術会議会長、政府に「国立放射線基礎医学研究所の設置」について申入れ
—— 第 72 回科学技術行政協議会、専門部会の設置決定

2 月 3 日 科学技術行政協議会「国立放射線基礎医学研究所」設置に関する部会開催さる

6 月 8 日 専門部会、科学技術行政協議会長に報告

昭和 31 年

1 月 原子力委員会、放射線医学総合研究所についての構想を得る

2 月 3 日 関議、科学技術庁設置法の審議を行い、放射線医学総合研究所を同行附属とすることを決定

27 日 原子力委員会、日本学術会議へ「放射線医学総合研究所の設立について」その基本方針の
諮詢を決定、内閣へ申入れる

3 月 27 日 内閣総理大臣、日本学術会議会長へ諮詢

5 月 2 日 原子力委員会、「国立放射線医学総合研究所設置に関する小委員会」を設けることを決定
11 日 国立放射線医学総合研究所設置に関する小委員会

23 日 同 上

6 月 12 日 同 上

30 日 日本学術会議会長、政府へ答申

7 月 5 日 原子力委員会「国立放射線医学総合研究所設置計画」を決定

8 月 9 日 原子力委員会、「昭和 32 年度原子力利用関係予算見積方針」を決定、放医研の初年度予算
編成に入る

昭和 32 年

2 月 19 日 第 1 回国立放射線医学総合研究所設立準備委員会開催さる

21 日 原子力委員会、準備委員会の経過了承

25 日 第 26 回国会に「科学技術庁設置法の一部改正法律案」上程 衆議院先議となる

26 日 衆議院科学技術振興対策特別委員会に付託さる

28 日 提案理由説明（科学技術振興対策特別委員会）

3 月 6 日 衆議院科学技術振興対策特別委員会に都築正男博士、参考人として出席

7 日 参議院内閣委員会において提案理由説明（予備審査）

14 日 衆議院科学技術振興対策特別委員会、政令委任事項について説明聴取

- 3月15日 衆議院科学技術振興対策特別委員会通過
19日 衆議院本会議、委員長報告のとおり可決、参議院に送付され、内閣委員会付託となる
- 4月5日 参議院内閣委員会審議
11日 同委員会通過
16日 参議院本会議
17日 同法律の公布奏上
23日 法律第76号として「科学技術庁設置法の一部改正法」公布され「総理府職員定数規程等の一部を改正する」総理府令定めらる
25日 原子力局、放射線医学総合研究所設計打合会委員を委嘱
- 5月7日 「地方自治法第156条第6項の規定に基き、放射線医学総合研究所設置に関し承認を求めるの件」衆議院に上程さる（科学技術特別委員会付託、参議院予備審査）
8日 提案理由説明
14日 委員会決定、衆議院本会議通過、参議院送付
16日 参議院内閣委員会審議
第1回設計打合会開催さる
18日 参議院、委員会採決、本会議通過
23日 第2回設計打合会
29日 原子燃料公社「製錬所用地に関する陳情書」を提出
30日 原子力委員会、「昭和32年度原子力開発利用基本計画」決定
第3回設計打合会
- 6月6日 第4回設計打合会
13日 原子力委員会、原子燃料公社に土地使用を認める
29日 「科学技術庁組織令の一部を改正する政令」、「放射線医学総合研究所の内部組織を定める政令」公布さる
「放射線医学総合研究所組織規則」公布さる
- 7月1日 放射線医学総合研究所発足す
所長 樋口助弘
管理部長 中村隆則 発令
11日 科学技術庁幹部と放医研幹部との打合会
会計課長 石井 一 発令
23日 第2回設立準備委員会
- 8月16日 障害研究部長 江藤秀雄
第1基礎研究部長 伊藤岳郎
第2基礎研究部分析研究室長 伊沢正実
調査課長 中尾仁一
庶務課長 剛崎章二 発令

- 26日 所内管理部打合会はじまる（以後毎週月曜日午前中）
- 9月 3日 原子力委員会との懇談会（土地問題について）
第5回設計打合会（以後一時中断、関東地方建設局の設計担当きまる）
- 5日 昭和33年度予算について研究部と管理部の打合会
- 10日 原子力委員会に土地問題説明
- 11日 昭和33年度予算について大蔵省へ説明
- 12日 所長以下、東海村視察、原研見学
- 25日 科学技術庁長官に土地問題の再審議を要請
- 10月 5日 原子力委員会、土地問題の再検討を科学技術庁へ依頼す
14日 国連科学委員会提出論文集刊行
- 17日 千葉市黒砂町に放医研設置の件、次官会議了承す
- 18日 原子力委員会、次官会議等に関する吉田科学技術政務次官の報告了承
- 21日 所内幹部会はじまる（以後毎週月曜日、管理部打合会のあと開催）
- 24日 建設省営繕局長室において放医研設計について打合
- 11月 1日 障害研究部障害予防研究室長 松葉三千夫
第2基礎研究部生化学研究室長 鈴木堅之
第1基礎研究部放射線照射防護研究室長 松沢秀夫
環境衛生研究部第1環境衛生研究室長 渡辺博信 発令
- 11月 2日 営繕等実施計画について大蔵省へ説明
3日 同上追加説明
国会想定問答集作製
- 5日 参議院内閣委員会審議に入る
- 6日 衆議院科学技術振興対策特別委員会予備審査のため提案理由説明
- 7日 参議院内閣委員会質疑
- 8日 参議院内閣委員会採決
排水計画について所内打合会
- 11日 参議院本会議通過、衆議院科学技術振興対策特別委員会、同本会議通過
昭和32年度営繕等実施計画について大蔵省内示
- 14日 設計打合
- 18日 大蔵省内示了承
- 19日 管理部長、原子力局アイソトープ課長とともに千葉県および市当局訪問
- 21日 所内研究部打合会はじまる（以後毎週木曜日開催）
- 26日 科学技術庁による科学技術振興方策について検討会開催（管理部）
- 28日 原子力局アイソトープ課との打合会
- 12月 2日 所長、政務次官とともに千葉県、市を訪問、あわせて現場視察
- 14日 臨時全体計画打合会

- 17日 アイソトープ課との打合会
19日 東海村分室設置を議題として研究部打合会
　　編集小委員会
　　廃棄物処理研究会
26日 原子力局との打合会
　　研究部打合会
　　設計打合
　　編集小委員会

昭和33年

- 1月 6日 所内予算打合
7日 放医研建設用地に坑打完了、最終決定
　　研究部予算打合会
8日 予算内示
10日 設計打合（建物配置の根本方針を検討）
16日 設計打合（建物配置方針最終決定）
　　第2基礎研究部生物研究室長 鈴木 治 発令
18日 放射線総合研究班長会議（於日本学術会議）
21日 昭和33年度概算予算額最終決定（総額 569,335千円、ほかに国庫債務負担額 120,000千円）
23日 設計打合（特に放射線棟について）
27日 英文要覧できる
　　設計打合（X線棟および研究棟）
28日 臨時幹部会（全体計画の再検討）
30日 設計打合
31日 臨時管理部打合会（年度内事業計画について）
2月 1日 臨時幹部会
3日 第6回設計打合会（設計図面について説明、於科学技術庁第1会議室）
4日 設計打合会（本部棟について）
　　第2回日本アイソトープ会議はじまる（4, 5, 6日）
6日 設計打合（研究棟について）
7日 臨時管理部打合会（養成訓練部宿舎について）
　　第2回原子力シンポジウムはじまる（7, 8, 9日）
10日 設計打合（研究棟の内部設計について）
12日 放医研建設について、1. 32年度実施計画方法 2. 設計促進 3. 宿舎建設計画 等
　　を放医研、原子力局、建設省で協議
13日 幹部会、以後毎週火曜日開催になる

- 14日 全体計画検討会
- 15日 全体計画検討会
- 20日 顧問会議（茅、山崎、中泉氏出席、於人事院ビル、原子力委員会会議室）
設計打合（研究棟、放射線棟）
- 24日 設計打合（ガンマールームについて）
- 25日 設計打合（R. I. 棟について）
放医研ニュース第1号創刊さる
- 27日 編集小委員会
設計打合
- 28日 組織規則改正打合
- 3月 1日 設計打合（排水設備について）
- 11日 幹部会のち午後、原子力局アイソトープ課と全体計画について打合
- 13日 定例研究会（江藤障害研究部長 放射線障害について その1）
- 18日 設計打合
- 19日 32年度施設費国庫債務負担分入札参加者へ現場説明
- 20日 定例研究会（江藤部長 放射線障害について その2）
設計打合
- 22日 市川竜資環境衛生研究部員渡米（University of Washington, Laboratory of Radiation Biology に留学）
- 29日 放医研建設工事入札
- 31日 放医研機械電気設備入札
放医研ニュース第2号できる